

30 明治34年7月 開港場における条約改正施行準備

主秘第一二号

本月一日道府長官府県知事会同ノ席上ニ於テ、当省大臣カ主トシテ開港場ニ於ケル條約ノ実施前後ニ於ケル税法施行ノ準備并実施ノ概況トシテ与ヘタルモノニ付、御参考ノ為メ別紙相添ヘ及御内牒候也

明治三十四年七月五日

大蔵省主税局長 目賀田種太郎印

札幌稅務管理局長 大谷順作殿

明治三十二年八月改正條約実施ノ結果、居留外国人ニ対シ税法ヲ施行セラルニ付キ、其前後開港場ノ稅務管理局ニ於テ施設ノ要領及其効果、并ニ実施上ノ状況左ノ如シ

施行準備

一 横浜市元居留地ノ事情ニ通曉セル者三名余及壯年ニシテ相当素質ヲ有シ、且ツ英語ニ通スル者二名余ヲ採用シ外事主任ニ充テ、実務ニ練習セシメタリ

一 居留外人ヲシテ税法ヲ周知セシメンカ為メ、関係税法及徵收法規等ヲ英訳シ（清国人ノ為メニハ主ナル税法ヲ清訳シ）、編纂発刊ノ上各領事館及各団体ニ配付シ、其要旨ヲ当事者ニ伝ヘシメ、尙広ク需用者ノ需メニ応スルノ途ヲ開キタリ

一 居留外人ヲシテ税法ノ要領ヲ周知セシメンカ為メ、英文ヲ以テ其要旨ヲ記述シ、印刷ノ上広ク之ヲ当事者間ニ頒布セリ

印紙税

一 本税ハ改正条約実施ト共ニ施行セラレタルニ依リ、其際特ニ当務者ヲシテ元居留地ヲ巡回セシメ、主ナル商店各戸ニ就キ法意ヲ説明セシメタルニ、夫々其規定ヲ遵守スルニ至レルモ、証書ノ多クハ従価税率ニ依ルヘキモノニシテ一々税額算定ヲ要シ、且ツ一紙毎ニ印紙貼用ノ手続ヲ為ササルヲ得サルカ為メ、其煩勞ヲ厭ヒ証書ニシテ一定ノ用紙ヲ作り得ルモノハ、其用紙ヲ作り多ク押印請求ヲ為スニ至レリ

一 前項事情具申ノ結果、今回関係条項ヲ改正シ押印ノ範囲ヲ拡張シ、押印手続更改準備ニ着手セラレタルカ為メ、之ヲ聞知セル者ハ頗ル満足ノ色アリ

營業税

一 本税ハ明治三十三年分ヨリ実施ニ付キ、當業者ニ対シ予メ心得方ヲ説示シ、申告期ニ際シテハ申告書用紙ヲ配付シ、一面外字新聞紙上ニ其要領ヲ掲記セシメ、尚各領事館、商業會議所等ニ申告書用紙ヲ配付シ、広ク伝説方ヲ協議セリ

一 横浜ニテハ前項協議ノ主旨ニ対シ仏國領事ハ頗ル同意ヲ表シ、更ニ仏文申告書用紙ヲ調製配付シ、同国人ニ対シ特ニ法意ノ伝説ニ努メタリ

所得税

一 本税モ明治三十三年分ヨリ施行ニ就キ予メ其要領ヲ外字新聞紙上ニ掲記セシメ、申告期ニ際シ広ク申告書用紙ヲ配付シ、尚營業税法実施上ノ経験ニ依リ予メ法意ノ徹底ヲ図ルノ必要ヲ認メタルニ依リ、其要旨ヲ英訳シ備考ト

シテ申告書用紙ニ添付配付セリ

一 横浜ニテハ本税納税者ハ千百有余名ノ多数ナルニ拘ハラス、前頭備考配付ノ結果能ク税法ノ主旨ヲ了得シ、申告上誤解等ノ向比較的少数ニ止マリ、申告額亦其当ヲ得、調査上甚シキ手数ヲ要スルニ至ラサリシ

一 横浜ニテハ本年所得調査委員半数改選ニ際セルカ故ニ、其手続ヲ挙行セシニ、選舉人協議ノ上居留外国人中ヨリ委員一名ヲ選出スルコトトシ、選舉ノ結果英國人マーシャル、マーテン之レニ當選セリ、本人ハ内外外国人ノ実情ニ通シ、且ツ日本語ヲ能クシ調査上便宜多カルヘシト思考セラル、且内国人間ニ大ニ満足ヲ与ヘタリト云フ

納稅景況

一 居留外国人ノ多数ハ税質、金額等ヲ明ニ了知スル以上ハ、其納付方ニ関シ躊躇ノ色ナキモ、現行規程ニ因レル納稅告知書面ニテハ其要件ヲ知悉シ得サルカ為メ、又家屋税其他ノ市税税目數多ニシテ徵收回數尠カラサルカ為メ、彼此混同了解ニ苦ムノ実情アリテ、自然滯納ニ係ル者尠カラス、依テ近時当署發付ノ告知書、納付書及督促状ニハ便宜英文ヲ付記スルコトセシニ、大ニ其効果ヲ奏シ円満敏速ニ徵稅ヲ完スルニ至レリ

一 横浜市發付ノ告知書ニ就テモ前項同一ノ方針ヲ執ラレ度旨、当該市長ニ対シ懇篤協議ヲ遂ケ、来九月發付所得税前期分ヨリ実施スルコトト為セリ

雜 件

一 居留外人ニ対スル往復文書ハ素ヨリ日本式ニ拋リ居ルモ、所得金額決定通知書、同納稅告知書ノ如キ秘密ヲ守ルヘキモノハ、便宜英文ヲ加ヘ親展ヲ以テ發送スルコトニ取扱ヒ居レリ、然ルニ往々普通文書ニシテ英文ヲ添ヘラレ度旨特ニ申請ノ向アリ、当事者ノ実情ニ依リ必要ト認ムルモノハ、其需ニ応スルコトニ取扱ヒ居レリ

一 横浜ニテ居留歐米人中壳葉營業免許ヲ受ケ居ル者五名、方數二十三アリテ、施行初年詳細關係法令ヲ説示セシニ、

能ク其規定ヲ遵由シ居レリ

(平1 札幌 82)

31 明治34年7月 外国人に対する所得金額決定通知方

内訓第二〇号

外国人ニ対スル所得金額決定通知方、左ノ通取扱フヘシ

明治三十四年七月十九日

税務署

大阪税務管理局長 渡辺義郎印

一 外国人ニ対スル所得金額決定通知書ハ之ヲ封書トシ親展ト表記シテ発送スルモノトス

一 欧米人ニ対スル第三種所得金額決定通知書ニハ、別紙ニ準シタル訳文ヲ添付スルモノトス

一 欧米人ニ対シ第一種所得金額ノ決定通知ヲ要スルモノアルトキハ、該通知書ヲ本局ニ提出シ、本局ニ於テハ之ニ
訳文ヲ添付シ、当該税務署ニ返付スルモノトス、但シ便宜本局ヨリ直接ニ納税人ニ交付スルコトアルヘシ
〔別紙は口絵に掲載〕

(平18 大阪 20)

32 明治34年9月 各局に統計委員設置

主秘第一三五号

稅務管理局ニ於ケル統計事務ハ從來各局其取扱ノ途ヲ一二セス、為メニ其統一進歩ヲ完フシ難キヤノ感アリ、仍テ過般各局ヨリ統計ノ事務員ヲ招集シテ、夫々実務ニ付審先セシメタル上ハ、此際管理局中新ニ統計ノ機關ヲ置キ、司稅官ヲ以テ委員長ト為シ整理ノ任ニ當ラシメ、而シテ該委員ノ調査シタル諸般ノ統計事項ハ、之ヲ稅務管理局長ニ提出セシメ、局長ハ之ヲ主稅局長ニ回付相成度、又其委員ノ任命方ハ局長ニ於テ夫々適任者ヲ選定シ、一応本省へ経伺ノ上任命サルヘキ事ニ決定相成候条、右ノ趣旨ヲ以テ至急其御運ニ相成度、經伺ノ上此段申進候也

明治三十四年九月三十日

大蔵省主稅局長 目賀田種太郎印

札幌稅務管理局 池袋秀太郎殿

局長代理印

庶務課長印

按

統計委員任命ノ義稟申

札幌稅務管理局在勤

統計委員長

司稅官 鈴木栄之丞

統計委員

稅務屬 細井真八

今回当局ニ統計機関新設ニ付テハ、前記ノ者適任ト認メ頭書ノ通統計委員ニ任命致度、此段稟申候也

明治三十四年十月四日　　局長

大藏大臣

官房職乙第三九三号

十月四日上申、統計委員任命ノ件認可ス

明治三十四年十月十二日

札幌稅務管理局長

大藏大臣　曾祢荒助印

主秘第一五三号

曩ニ各局ヨリ統計講習ノ専務員ヲ招集シ、又今般特ニ統計調査委員ヲ置カレタルハ、統計事項ノ整齊ヲ計ラレタルニ外ナラス、就テハ向後貴局ニ於テ各稅務署長会同有之時ハ、統計事項ニ付夫々御示告相成、各署長モ亦貴局内ノ委員ト同様ナル心得ヲ以テ之ニ從事シ、局署間ノ連絡ヲ一貫候様期図セラレ度、此段及御通牒候也

明治三十四年十月八日

大藏省主税局長　目賀田種太郎印

札幌稅務管理局長　池袋秀太郎殿

同　　同　　堀口弥助
同　　同　　松本勇吉

33 明治34年10月 鑑定研修における主税局長演舌

函秘第二〇二号

主税局長「日賀田種太郎」ノ演舌概要送付

明治卅四年十月十二日

壽都稅務署長

大藏省研修場ニ於ケル主税局長ノ演舌概要別紙ノ通りニ付、参考ノ為メ送付ス

函館稅務管理局長印

明治卅四年八月二日大藏省内研修会場ニ於ケル主税局長演舌概要

研修事項ニ付テハ別ニ陳フル事ナキモ、唯頃日感スル所ヲ一言ゼン、曩ニ稅務管理局ニ技手ヲ置カソ、又鑑定課ヲ置コトヲ得ルト云フ規程ヲ設ケラル、ニ至リシカ、元來管理局ニ技手ヲ置キ鑑定課ヲ設クコトハ、帝国稅務制度ノ上ニ於テ創始ニ属シ、或ハ其職務ノ組織機能、其他行政事務トノ関係ニ付不分明ノコト少カラス、技手其人モ亦何ノ為メニ就職スルカモ明瞭ナラサルカ如シ、聞ク所ニ依レハ或地方ニ於テ唱フル所ハ、政府ハ著シキ増税ヲ為シタレハ當業者ヲ補助スル為メニ技手ヲ置カレタリト、亦或地方ニ於テハ技手ヲ置キ納税者ノ秘密ヲ看破セシムルトカ言ヘリ、凡テ此等ノ伝言ハ固ヨリ其当ヲ得タルモノニアラス

今技手ヲ置キ鑑定課ヲ置クハ間税行政ノ必要条件ニシテ、課税物件ノ物質ヲ明ニシ其口頭ノ争議ヲ避け、課税ノ公正ヲ期スルニアリ

課税上物質ニ関スル争議ハ砂糖・酒類等ニ於テ最モ然リ、蓋シ世運ノ進歩ト共ニ課税物件ノ製造モ亦進歩ヲ來スヘキヲ以テ、之ニ関スル争議ノ生スルハ毫モ怪シムヘキ事ナラス、何トナレハ技術上ノ進歩ニ伴ヒ新タル物質ニ会シ、新タル製造方法ニ際スルコトアレハナリ、斯ル技術上ノ進歩ニ付普通ノ行政官ノミヲ以テ之レカ検定ヲ為サシムルハ、頗ル難事ニシテ又無益ノ勞ニ属ス、故ニ技術官ヲシテ之ヲ鑑定セシムルハ最モ必用ニシテ且ツ頗ル便益ノ事タリ、須ク技手ハ此等物質ノ鑑定ニ当ルヲ以テ常務トスヘシ、既ニ鑑定課ヲ置カル、上ハ技手ヲシテ之ニ参与セシメ、課税物件ノ性質ヲ明カニシ查定ノ基礎ヲ決セザルヘカラス、最モ技手ノ悉ク課税ニ参与スルト否トハ別議ナリ、技術部ノ組織ノ發達セサル今日、凡テノ場合ニ参与スルハ或ハ不便ニシテ且ツ難カラン、故ニ只其将来参与スル積ニテ計画シ置クカ、或ハ偶々現実ニ参与セサルコトアルモ、参与セルト同一ナル結果ヲ來スヘシ、先ツ清酒ノ如キモノハ別ニ其査定ニ参与スルノ必要ナカルヘキモ、砂糖税ノ如キハ創始ニ属シ、且ツ其性質上最モ技術官ノ任務ヲ要シ、鑑定官吏トシテ現実ノ場合モ又他ノ場合モ、常ニ課税上参与スルヲ要スヘク、技術官ノ職務ハ最モ必要ニシテ一日モ欠クヘカラサルモノト謂フヘシ

税関ニ於テハ技術官ノ必要ヲ見ルコト一層著シ、故ニ今回ノ研究ノミナラス尚更ニ進ンテ一層深ク研究スルノ必要アリ、各員力承知ノ如ク税賦課ニ対スル異議ハ税關ニ於テ裁定シ、尚之レニ異議アル者ハ大藏省ニ出訴ス、大藏省ニ於テ八十人ノ審査委員ヲ設ケ裁定セシム、而シテ此関税訴願ニ付曾テ聞及ヘルコトアリ、即チ其物質ニ関スル説明々瞭ヲ欠ク感アリト云フ、之レヲ顧ルニ一ハ用語ノ不完全ナルニ依ルト思料ス、凡ソ技術上ノ用語ハ内外同一ナラサルヘカラス、或ハ日本ニテ用ユル言語ハ日本普通ノ用語ニシテ足レリト云フ者アラン、然レトモ凡ソ学問上ノ語ハ内外

人ニ於テ区別アルヘキ筈ナキヲ以テ、是レ等ノ点ハ一層注意スヘキコトタリ、一ハ物質ノ説明簡単ニシテ人ヲ満足セシムルコト能ハサルニアリト思料ス、此点ハ独リ関税ノミナラス、凡テノ場合二人ヲ満足セシムルハ必要ナルヘシ、凡ソ人ノ疑ハ事ノ明ナラサルニ基因ス、故ニ動モスレハ自己ニ於テ分ラサルコトハ、当局者ノ分ラサルコトニ帰スルアルハ免ルヘカラサルコトス、依テ将来起ル所ノ課税ノ处分ニ付テハ、当該官庁ニ於テ若シ物質上ノ疑ヒアルトキハ充分明瞭ニ説明スルヲ要ス、裁決ハ之等説明ニ依リ訴願ノ趣旨ヲ見、而シテ後為スヲ以テ、大ニ満足ヲ得ルコトナラン

元來訴願ハ課税ノ正否ヲ決スルニ付最モ便利輕易ナル方法ニシテ、且ソ公明ナルモノナリ、決シテ忌ムヘキモノニアラス、所謂訴求ニシテ願ニアラス、外國ニ於テハ容易ニ訴願ヲ為ス、恰モ今日ノ関税ニ於ケル如キモノナリ、然ルニ頃日聞ク所ニ依レハ、或地方ニ於テハ訴願ハ其手続非常ニ煩雜ニシテ、容易ニ起シ得ヘカラサルモノトシ、又当局者ニ於テモ大ニ訴願ノ起ルヲ嫌ヒ、成ルヘク訴願ニ至ラサル様弁解若クハ説諭スルモノアリト、此レ訴願ノ性質ヲ誤解セルモノニシテ、決シテ説明等ヲ以テ停止セシムヘキモノニアラス、而シテ物質ニ基因スル訴願ニ付テハ、技術官ノ説明カ多クハ裁決ノ基礎トナルヘシ、蓋シ物質ノ争ハ數理的ノモノニシテ議論ノ余地ナカルヘシ、之レ技術官ノ独立タル所以ニシテ、猥リニ他ノ解釈ヲ容ルノ余地ナカルヘシ、而シテ物質ニ関スル技術官ノ判定ハ自明ノコトニシテ、法律ノ執行モ之レニ一致スヘキカ常敷ナリト思料ス、併シナカラ今日ニ於テハ差異ヲ生スルコトナシトセス、何トナレハ今日ノ税法ハ尚發達中ニシテ未タ完全ナリトハ言ヒ難シ、仮令從前ノ税法ハ濃鼠色ナリシカ、今日ニ於テハ稍々發達シテ薄鼠色トナリシモ未タ白色ナルニ至ラス、故ニ税法ノ規程ハ物質上ノ研究ト全ク同一ニハアラサルヲ以テ、税法ノ解釈ト物質上ノ審査カ一二出テサルハ止ムヲ得サルコトナリ、仮令税法上燒酎ハ如何ナルモノナルカ、一定ノ香氣アルモノト言フ「ニ」過キス、必竟燒酎ナリト言フノ外ナシ、此燒酎ノ如キ一種ノモノアリテ地方ノ情況ヤラ種々

ノ原因錯綜シテ、酒税法ノ上ニハ多少ノ困難ヲ残シアルコト之レナリトス

内国税法ニ於テ已ニ然リ、関税定率法ニ於テモ亦同一ナリ、将来物理の學問大ニ進歩シ他ノ學問ニ及ホシ、始メテ法律上ノ解釈ト技術的解釈ト同一ニ帰スルノ日アルニ至ルハ疑ハサル所ナリトス

技術官ノ独立ハ自己ノ領分ニ於テノミ独立ナルモノニシテ、他ノ事務ニ至リテハ普通行政官ト異ナルコトナシ、仮ヘハ物品会計トヘ之レニ類スル諸般行政上ノ事ノ如キ、苟モ政府ノ官吏タル以上ハ其關係ハ同一ニシテ、唯技術上ノ智識ニ閑シテ独立ナリト言フニ過キス、故ニ職務上守ルヘキ義務ハ兩者同一ニシテ官紀風紀ニ羈束セラル

行政官ハ又技術上ノ事ニ付キテハ容喙スヘキモノニ非ラス、其間ニ整然侵サス秩然紊レス、而モ互ニ連絡セサルヘカラス、仮ヘハ将来麦酒ヲ臨檢スルカ為メ行政官ト技術官ト力同行スルコトヲ要スヘキカ如シ、從来間税検査ハ単検制トモ言フヘキモノニシテ、将来或ハ復検制トモ言フヘキ制ト為ル方適実ナラン、此場合ニ課税物件ノ審査ニ付テ其意見異ナルコトアルモ、結局一二帰セサルヘカラス、凡ソ物質ニ付議論生スヘキ余地ナシト「雖」トモ、偶々争アレハ両者ノ内或ル一方ニ於テ自己ノ守ルヘキ領分ヲ逸シ、行フヘキ範囲ヲ脱シタル所以ナルヘシ、如此技術官ハ独立シテ數理的自明ノ理ニヨリ物質検定ニ從事スヘキト雖モ、行政官モ亦一応技術上ノ智識ヲ有セサルヘカラス、現ニ外国ニ於テハ間税ニ從事スル検査官ハ多クハ工学土理学士、或ハ技術上ノ教育ヲ受ケタルモノ、又ハ此道ニ明カナル者ヲ採用スト聞ク、我カ国ニ於テハ未タ外国ト同一ノ程度ニ至ラサルモ、今ヤ内外人同一ノ税ヲ負担シ、殊ニ消費税ノ如キハ全ク同一ノ方法ニ依ルヲ以テ、技術官ハ常務トシテ鑑定ニ從事スルハ勿論、普通ノ行政官ハ之レト共ニ税法ヲ施行スルカ為メ、尚技術上ノコトヲモ知ラサルヘカラス、故ニ各員ハ他日局員練習ノ勞ヲ採ラレンコトヲ冀望ス

從來技術上ノ養成ニ付テハ急速ヲ旨トシ、不完全ト知リツヽ速成ノ方法ヲ採リシモ、今日ニ於テハ從來ノ方法ニ満足スルコト能ハス、今回ノ研修ノ如キハ我國ニ於テ最高ノ方法ヲ採レルモノニシテ、即チ斯道ニ付最高ノ知識経験アル

知名ノ博士学士ヲ以テ講師トシ研究セシムルコトトナセリ、故ニ各員ニ於テモ十分勉強シ最高ノ智識ヲ得、可成詳細ニ研究シ以テ将来ニ处セサルヘカラス

從来各管理局ニ於テ分析室ヲ設ケ研究セルハ、言ハヽ小学中学位ノ程度ニシテ、即チ他ノ学校ニ於テ研究スヘキ事柄ナルモ、其修学ノ途ナキヲ以テ便宜設備シタルモノト同一トモ言ヽテヨキ程ナリト思料ス、将来ニ於テハ便宜ノ局ニ大ナル分析室ヲ設備シ相集リテ研究スルコトトナルヘシ、聞ク處ニ依レハ外国ニ於テハ已ニ大分析場ノ設備アリテ、大學教授其他ノ知名ノ人モ共ニ研究スルコトトナリ居レリ、從ヒテ外部ノ信用モ高シト云フ

我国ニ於テモ各管理局ニアル分析室ノ小学校的ノモノハ、其用途ヲ終了スルアラハ漸次廢セラルヽコトヲ冀望ス、尚此研究ハ獨リ技術官ノミナラス行政官モ忽ニスヘカラス、例之ハ砂糖ノ何ナルカヲ知ラスシテ税法ヲ執行スルコト能ハサル如シ、将来鑑定課ノ調熟ヲ得ルハ蓋シ各員ノ勉強ニ存スルナラン

(平12 札幌 158)

34 明治34年10月 稅務管理局見習員の養成

主秘第一七二号

稅務管理局見習員ハ前年設置ノ當時ニ在リテハ、相當技術官ノ下ニ実務ヲ講習セシムルノ必要アリタルカ為メ、本省ニ於テ一時ニ募集シ相当ノ講習ヲ了シタル後、各局ニ配置セラレタル義ニ候處、現今ハ各局共相當ノ技術官アリ、又必要ナル器具ノ設備モ完成シタルニ依リ、見習員ノ指導上差支無之ニ付、自今各自局ニ於テ養成為シ得ヘキ義ト相成候、就テハ予算配賦内ヲ以テ式名以内常置相成可然、尤モ可成三十二年勅令第五十五号第二条ニ規定シアル程度以上

ノ者ニシテ、判任官ノ資格アル者ヨリ選択セラレ度、又或ハ現在判任官ノ資格アル者タリトモ、技術上ノ志望アル者ハ一時見習ニ相成候テ、尚技手タルノ資格ヲ養成スルモ、将来人員配置上ノ便利ト被存候、此段及内牒候也

明治三十四年十月十九日

大藏省主税局長 目賀田種太郎印

札幌稅務管理局長 池袋秀太郎殿

勅令第五十五号 三十二年三月

第一条 酒類ノ鑑定事務ヲ練習セシムル為、稅務管理局ニ見習員ヲ置クコトヲ得

見習員ノ數ハ各稅務管理局ヲ通シテ百五十人ヲ超ユルコトヲ得ス

第二条 見習員ハ高等小学校ヲ卒業シ、又ハ尋常中学校二年以上ノ課程ヲ修メタル者、及之ト同等以上ノ学科ヲ修メタル者ヨリ之ヲ採用ス

第三条 二箇年以上見習員トシテ勤続シタル者ハ、文官普通試験委員ノ詮衡ヲ經テ稅務管理局ノ技手ニ任用スルコトヲ得

ヲ得

第四条 見習員ニハ月額十五円以内ノ手当ヲ給スルコトヲ得

35 明治34年11月 札幌局の統計調査委員会規程

訓令第五十四号

統計調査委員会規程、別紙之通り相定ム

明治三十四年十一月五日

各 課
税務署

札幌稅務管理局長 池袋秀太郎

統計調査委員会規程

第一条 稅務統計ノ完整ヲ図ル為メ、本局内及各稅務署内ニ統計調査会ヲ設ク

第二条 本局内委員会ハ委員長一人、委員三人以上ヲ以テ組織シ、稅務署ニ於ケル委員会ハ委員長一人、委員二人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第三条 委員会ハ局長若シクハ署長ノ諮詢、委員ノ提議、其ノ他第一条ノ目的ニ従ヒ、材料ノ蒐集取捨、製表順序ニ關スル事項ヲ攻究審議ス

第四条 委員会ハ委員長ノ見込ニ依リ、又ハ委員ノ請求ニ依リ之ヲ開ク

第五条 委員ハ稅務統計台帳調製規程ニ依ル稅務統計台帳ノ整理保管ヲ為スノ外、常ニ稅務統計ニ関シ又ハ其ノ参考トナルヘキ材料ヲ蒐集シ、必要ト認ムルモノハ委員会ニ提出シテ會議ニ付スヘシ

第六条 材料蒐集上必要ナル手段ハ委員会ノ決議ヲ以テ局長若シクハ署長ニ稟議シ、其ノ決裁ヲ經テ施行スヘシ

第七条 委員長ハ各其ノ委員会ヲ整理シ、及常ニ統計ニ関スル一切ノ事務ヲ統督ス

第八条 委員長ハ必要アリト認ムルトキハ委員外ノモノヲシテ委員会ニ出席セシメ、其ノ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第九条 委員会ニ於テ決議シタル事項ハ、其ノ要領ヲ記録シ之ヲ保存スヘシ

第十条 前条ノ議事録ハ本局ニ於テハ開会ノ都度直ニ局長ノ閲覽ニ供シ、税務署ニ於テハ署長ヲ經由シテ其ノ要領ヲ

局長ニ申報スヘシ

36 明治34年11月 札幌局の税務教習会規程

訓令第五十五号

各
課
税
務
署

税務教習会規程、別冊之通相定ム

明治三十四年十一月十二日

札幌税務管理局長 池袋秀太郎

(平1 札幌 85)

税務教習会規程

- 第一条 本局内ニ税務教習会ヲ設ケ税務法規其他取扱上ノ教習ヲ為サシム
- 第二条 教習会ハ教習委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三条 教習会ハ通例毎年一回之ヲ開キ、其期間ハ二ヶ月以内トス、但開会ノ時期ハ局長之ヲ指定ス
- 第四条 教習ヲ受クヘキ教習生ハ、新任官吏其他判任官雇員中ニ就キ開会ノ都度局長之ヲ指名ス
- 第五条 教習科目ハ左ノ如シ
- 一 一般税務 税務官吏服務心得、租税及租税法概論、税務機関ノ組織、税務統計大要
 - 二 直 稅 地租及土地台帳ニ関スル法規、土地丈量方法、所得税ニ関スル法規、營業税ニ関スル法規
 - 三 間 稅 間税ニ関スル諸法規、間税検査手続及石数計量方法、間接国税犯則者処分法規、酒類其他課税物件製造方法、原理及分析鑑定法大要
 - 四 庶 務 国税徵収法規、会計法規大要
- 第六条 教習委員ハ其相当ノ科目ニ付キ教習ヲ為スモノトス、但局長親ラ教習ヲ為スコトアルヘシ
- 第七条 教習ノ方法、其他必要ノ事項ハ、教習委員協議ノ上局長ノ承認ヲ経テ之ヲ定ムルモノトス
- 第八条 教習結了シタルトキハ試験ヲ執行スルコトアルヘシ、但其成績ハ公示セサルモノトス

37 明治34年11月 統計協議会における主税局長演説

明治三十四年十一月廿六日

局長印

司税官印

課長印

主任

課員印

庶務課 稅務属 田代菊一印

本年九月統計講習会終了後、各税務管理局税務統計ノ統一ヲ期スル為メ、大藏省ニ於テ協議会ヲ開カレ、開会ノ際主税局長「日賀田種太郎」ノ税務統計ニ闕スル一場ノ演告アリ、其演告タル実ニ其任ニ当ルモノハ平素服膺スヘキ重益ナル事項ト被存候、然ルニシテ般本局ニ於テハ税務統計委員会設置セラレ、且ツ各署ニモ税務調査会設置セラレントスルニ当リ、斯会員ノ参考トシテ各課及ヒ各署ヘ一部宛配布相成可然哉伺候

親発一三二号 送付案

本年九月大藏省ニ於ケル税務統計協議会ニ於テ、税務統計ニ闕スル主税局長ノ演説筆記、為御参考一部及御送付候也

年月日
局長

(親展) 各署長宛

税務管理局員統計協議会ニ於テ大藏省主税局長演説（明治三十四年九月十四日）

本日ハ別ニ式辞ヲ述ル次第ハアラス、茲ニ諸氏ノ会合ニ際シ、諸氏ヲ統計講習ノ為メ召集シタルノ要ト、統計ニ闕スル希望トヲ陳ヘテ将来執務ノ心得トナサントス、故ニ其陳ル所ノモノハ諸氏自身ノ為メニアラシテ、税務管理局員カ統計ニ対スル心得ナリ、即チ税務管理局ニ於ケル事務上ニ資セントスルニ外ナラス

余ノ感スル所ニ依レハ統計ニ就テ特ニ二点ノ注目スヘキモノアリ、第一ハ世間ニ所謂質問ト云フコトアリ、公会ニ於ケル質問ニ就テ余ハ常々怪訝ニ堪ヘサルモノアリ、ソハ即チ数字ノ質問ナリ、議会等ニ於ケル質問トシテ統計上何ノ故ニ斯クノ如キ数ヲ現ハスカ、又ハ如何ナル方法ニテ統計セシカト、先ツ統計ノ理由ヲ挙ケテ質問ヲナスハ尚可ナリ、然ルニ實際起ル所ノ質問ハ右ノ如キモノニアラスシテ、唯何々ノ統計ハ幾何アルヤ、其数ヲ明示セヨト云フカ如キ、單ニ数字其物ノ明示ヲ求ムルニ過キサルニ至テハ、奇異ノ思ナキ能ハサルナリ、故ニ余ハ斯クノ如キ質問ニ対シテハ答弁ヲ要セサルモノト信セリ、此質問ニ対シテ答弁ヲ与フルハ真ニ一時ノ愛想ニ過キスト考フ、若シ統計カ完全ニ存在スルナラハ、公然ノ会同ニ於テ斯クノ如キ質問ノ起ルモノニ非スシテ、前々ヨリシテ統計ノ事実ハ既ニ知リ居ル筈ナリトス、是畢竟スルニ統計事務カ存在セサルカ、或ハ統計ニシテ不当ナルカ不充分ナルカ、之ヲ使用セサルカ將タ之ヲ活用セサルニ依リテ、斯ノ如キコトカ起ルモノト思フ、而シテ今日ノ弊ハ統計ヲ公表スルモ各人力之ヲ利用セサルニアリ、而シテ世ノ抱負アル人士カ意見ヲ吐クニ当リテハ、予メ先ツ統計ノ調査ヲナシ、然シテ確タル判断ヲ為スコソ当然ナルヘケレ、然ルニ一問題ノ起ルニ及ヒ俄カニ統計ノ調査ヲ當局者ニ要求スルカ如キハ恥ツヘキコト、言ハサルヘカラス、外國議院ニテハスルコトナク独リ我国ニ於テ此事アルハ実ニ慨嘆セサルヘカラス、惟フニ是等ノ不都合ハ實ニ統計ノ完備ナラサル証拠ナリ、統計ノ完備ヲ欠キ又統計ノ活用セラレサルカ為ニ質問答弁ニ時間ト費用トヲ費スハ、真ニ思ハサルノ至リト謂フヘシ、故ニ今後ハ専ラ統計ヲ整理シ、然シテ広ク之ヲ世間ニ公表シ活用セシメサルヘカラスト考フ、財政經濟ノ統計ハ政務中ニ於テ重要ノモノナレハ、特ニ諸氏ノ注意ヲ望マサルヲ得ス、第二ハ世間ニテ往々事物ヲ考究決定セントスルニ当リ、之ヲ先ツ統計ニ徴スルコトヲ顧ミスシテ、偏ニ実地ノ調査ニ重キヲ置クノ傾向アルコトナリ、余モ稅務ノ計画等ニ際シテハ稅務管理局ヘ出張シ、其ノ実況ヲ視察セサルヘカラサルヲ感ス、之レ當然ノコトニシテ全ク其必要アルナリ、然レトモ實地ヲ見ルノ必要タルヤ、先ツ統計ニヨリテ予メ全般ノ状況ヲ

熟知シ、然ル後之ヲ実地ニ視察対照シテ始メテ其計画ノ適不適ヲ考量スルニ就テノ効用大ナルヲ致スナリ、今ハ只タ
実地ヲ見テ足レリトスルノ時代ニアラス、何トナレハ実地ハ只其一辺ヲ見ルニ過キサレハナリ、彼ノ最明寺時頗カ諸
國行脚ヲ為セシ時代ニ在リテハ統計ナルモノヽ存在セサルヲ以テ、実地ノ見聞ニ依テ各地ノ地理人情武備等ノ状況ヲ
探知スルノ外ニ道ナカリシカ故、実地ニ之レ重キヲ置キシト雖モ、今日ニ於テハ統計ノ法ニヨリ全般ヲ知リ得ヘキニ
拘ラス、之ヲ顧ミスシテ尚ホ実地ニ重キヲ置クハ迂遠ノ至リト云フヘシ、之ヲ要スルニ統計ノ存在ト其活用トハ、以
テ徒ラニ実地ヲ視察スルノ徒勞徒費ヲ省クヲ得ヘシ、若シ統計ヲ利用セスシテ実地ニ偏スルトキハ、標準ナキノ意見
ナレハ百年河清ヲ待ツニ似テ、到底実務ノ進捗ヲ期シ難カルヘシ、凡ソ事物ノ形勢ヲ察スルニ当リ、之カ計数ニ依ラ
サレハ何ニ比較シテ其盛衰消長ヲ明確ニ知ルコトヲ得ヘキカ、蓋シ能ハサルナリ、今日税務ノ振ヘルヤ否ヲ察スルニ
就テハ、諸般之レカ關係事項ノ確タル統計上ノ事実ヲ本トシ、而シテ今日ハ昔日ニ比シ進歩セルヤ否ヲ判スルヲ得ル
ナリ、彼ノ実地視察ノ如キハ唯人ノ御世辞ノ巧拙、送迎待遇ノ厚薄ニヨリテ適否ヲ判スルノ弊ニ陥ルノ恐ナキニアラ
サレハ、以テ軽々シク曲直ヲ定ムヘカラサルナリ

之ヲ要スルニ無用ノ暇ヲ費ヤシテ質問或ハ実地往復ヲナスノ益ナキコト、及ヒ統計ノ調査ヲ適実ニシ之ヲ活用セシム
ルコトノ最モ必要ナルヲ認ムルナリ

今日ハ数ヲ極メシテ事ニ着手スル程拙ナルハナシ、然ルニ今ハ数ニ係ル事極ハメラレ居ラス、故ニ税務統計ヲ整理
シ之ヲ活用セシメサルヘカラサルナリ、而シテ租税ニ關シテハ税務管理局ニハ計算帳簿ノ設備アリテ、賦課徵収ノ計
数ヲ之ニ依テ知リ、之ヲ統計ノ用ニモ供スト雖モ、之ヲ以テ真ノ統計ト言フヘカラサルハ言ヲ要セサルナリ、税関ニ
就テ云フモ亦然リ、尤モ税関ニ於テハ近來統計ノ事務ヲ特設シタルモ、税務管理局ニハ未タ統計ノ機関カ備ハリテ居
ラス、而シテ時々思付テ調査ヲナス所ノ不健康ナル統計ハ、往々錯誤アルノミナラス無用ノ手數力掛カルナリ、從来

大蔵省ヨリ統計ニ関スル諸般ノ調査ヲ時々管理局ニ注文スルコトアリ、若シ税務管理局ニシテ充分統計ノ整備シ居ラハ、其写ヲ求ムルコトカ最宜シト思ヘトモ、今日ハ未タ左様ニナリテ居ラヌナリ

租税ノ中土地ニ係ル地租ノ如キハ重キヲ置クヘキモノニシテ、全国納税者ノ一人別地租納額ノ如キ、財政学上、経済学上、社会学上ニ重要ナル参考トナルモノナリ、其他一体土地ハ段々兼併サル、傾キアルカ如何ヲ知ラントスルカ如キハ必要ナルコト論ヲ俟タス、然ルニ諸氏モ知ラル、通り、此ノ如キコトハ容易ニ出来ヘカラサルコトナレハ、今急ニ之ヲ調査スルコトハ到底望ムヘカラス、徐ロニ之ヲ為スノ外ナキナリ、又酒税ハ歳入増加ノ好財源トシテ度々増税セラレ租税中重要ノモノナルカ、之ニ就テハ酒類消費ノ有様ハ如何ナルヤ、又製造三如何ナル結果ヲ現ハセシヤ、輸入酒類ハ如何ノ有様ナルヤ等ハ、切ニ知ランヲ欲スルモノニシテ、斯様ナルコトヲ知テコソ主税局ノ任ナルヘシ、唯金力取レタコト斗リヲ知リテ足レリトスヘキニ非サルナリ、故ニ段々管理局長ト協議シテ之ヲ実行シタキ考ナリ、今日税務管理局ノ任務ハ一二曰金ヲ取ル、二二曰取締ヲスルコト、為リ居レル有様ナリ、又其取締タルヤ部分々々ニ入リテ充分ノ研究力行キ渡テ居ラサルナリ、之ヲ以テ今ヨリ税務ノ全般ニ涉リ之ヲ統計的ニ調査スルコトハ、新ラシキコト、余ハ思フナリ、此事タル主税局斗リテ出来ルコトニ非ス

凡税法ノ利害得失ノ如キハ統計ナクシテ之ヲ判断スルコト殆ント為シ難ク、唯推想ヲ以テ之ヲ判スヘキモノニアラス、若シ今日管理局ニ於テ統計事務力能ク行ハルレハ、土地及酒ノ外、印紙税ノ如キ商取引ノ有様ニヨリテ如何ナル消長ヲナスカヲ知リ得ルニ至ラハ、始メテ統計ノ真価顯ハレタリト謂フヘシ、凡ソ統計ニ依テ事物ヲ断スルハ良医力疾病ヲ詳ニ知テ療法ヲ定ムルニ異ナラス、然ルニ今日統計ニ重キヲ置カサルハ、恰カモ庸医力病症ヲ究ハメスシテ薬ヲ盛ルニ似タリ

税閥ニ於テハ曩ニ統計調査委員ヲ設ケ高等官ヲ以テ之ニ充テ、從來ノ統計掛リノ外ニ置キ、之ニ依テ統計事務ノ刷新

ヲ計リ、其改良並不合格ノ点ハ之ヲ矯正スルノ道ヲ講セルヲ以テ、今日ハ稍々働キヲ為シ來レリ、凡ソ貿易ノ統計ハ税関ニ於テ之ヲ為スカ便宜ニシテ之ニ越スモノナキナリ、而シテ外国ニ於テモ貿易統計ハ充分ニ出来テ居ルトハ言フ能ハス、今尚ホ發達ノ途ニアリ、英國ニテハ輸出ニ當テ価格ノ申告ヲ為ストキハ、其時々ニ定メタル（大抵半年ノ平均ナリ）価格表ヲ官吏カ所持シ、申告アルトキ之ニ照合シテ相違スルモノハ訂正セシム、若シ訂正ヲ為サルトキハ罰金ヲ出サシム、而シテ其姓名ノ如キハ之ヲ聞ントセス、罰金ノ額モ大凡ソ五円内外ニシテ容易ニ払ヒ得ルヲ度トス、要スルニ英ニ於テハ斯ノ如キ犯則ニ對シテ懲罰ノ制裁ヲ加フルニアラス、民法上ノ賠償ヲナサシムレハ足ルノ方針ナルヲ以テ、姓名ノ如キハ之ヲ問フノ要ナク、唯國庫ノ損害ヲ償ヘハ足レリトスルナリ

然ルニ日本ニ於テハ如何、若シ申告ノ相違等アルトキハ一室ニ連レ行テ、汝ノ姓名ハ何ト云フカ、住所ハ何所カ、年齢ハ何年ナルカ等ヲ問ヒ、何故犯則ヲナシタルカ等種々訊問シ數時間ヲ費シ、之ヲ英國ト比較セハ其差違如何ソヤ余カ税関長ト協議計畫シテ今行ヒツ、アルコトガ充分ニ達セラレナハ、世人ノ唱道スル輸出入ノ不平均ノ如キハ殆ント無キニ至ルナラン、此不平均ハ一貿易統計ノ不充分ト關係者ノ不確實ナル申告ニアルナリ、而シテ二三ノ商人ニ貿易ノ状況ヲ問フモ到底充分ナルモノハ得ヘカラサルナリ

諸氏ハ短日月ト雖モ統計ノ講習ヲナサレタレハ、此處ニテ統計ニ関シ能ク協議セラレ有益ナル結果ヲ得ラル、コトヲ望ムナリ、而シテ将来機会ト会計ノ都合ヲ見計ヒ各税務署ニ統計委員ヲ置キ、管理局ト連絡シテ統計ノ事務ヲ整備セシメント欲スルナリ

曩ニ管理局技手会合ノ際話ノ出テタルコトナルカ、土地ノ収獲ノ如キハ学識アル人力学理ニヨリテ調ヘタルニ最適実ノ調査ヲナン得タリト云フ、依テ余ハ一般ノ調査ニ就テ斯クアリタキヲ望ムナリ
余ノ希望ハ右ノ如クナルヲ以テ、夫々着目スヘキ事項ヲ極メテ置カント云フ考ナリ、但之ニ依リテ直ニ実行ヲ計ルト

云ニアラス、唯取極メニ関シテ必要ナル材料ヲ定メ、之ヲ以テ夫々税務管理局長ト協議ノ上着手スル積リナリ
統計ノ事タルヤ決シテ隠居仕事慰ミ仕事ニハアラサルナリ、其責任タル局長ニ属スルモノニシテ、主任ハ局長ニ代リ
之ヲ行フモノナレハ重キ任務ナリ、然ルニ今日迄ハ統計カ重ンセラレサルコトハ、例ヘハ衣服ヲ作ルニハ其寸尺ヲ定
メテ之ヲ作ルヘキモノニシテ、何人ト雖衣服ヲ作リテ後寸尺ヲ計ルノ誤ナルハ疑ハサル所ナレド、統計ニ至テハ然ラ
ス、政務ヲ執行セントスルニ当リテハ統計ナクシテ之ヲ為シ、其執行ノ後ニ至リ始メテ統計ヲ為シテ得タリ、何ソ
衣服ヲ作ルニ方リテハ其ノ誤ヲ悟ラサルノ理アランヤ

茲ニ米国ノ例ヲ挙クレハ、國ノ広キコト我国ノ比ニアラス、而カモ其統計ハ善ク整頓シテ敏速三行ハレ、現ニ本局ニ
毎月報告書ヲ送リ来ルニ期限ノ遲滯等ハ決シテナシ、該報告書ニハ該國ノ事項ニ加フルニ外國ニ於ケル貿易ノ状況ノ
如キ人ノ注目スヘキモノヲモ錄載セリ、而シテ日本ノ有様ニ付テモ日本ニテ刊行ノ前ニ彼國ノ報告ニハ既ニ錄載セラ
レテ本邦ニ送致セラルヽナリ、斯ク迅速ナルニハ其法アルナリ、彼國大藏省ノ統計課長ハオースチン氏ト云ヒ、其下
三十六人ノ主任アリ、而シテ日本ノ部何國ノ部又ハ租稅ノ部、銀行ノ部等夫々カ十六ノ卓上三分タレ、又細區別アル
函中ニ配付セラレ、一々台帳ヲ備ヘ報告ヲ受クレハ直チニ之レニ記入スル仕組ニシテ、容易ニ出来ル訛ナリ、即チ暗
中ニ物ヲ探クルカ如ク容易ニ配置セラレ居ルナリ、然ルニ甚イ哉、三十三年日本ノ外國貿易報告ノ倫敦ニ着セシハ二
月二十八日ニシテ、「此ノ報告ハ日本ヨリノ分ハ二月二十八日何書記官ヨリ受取フレタリ」ト報告書ニ記載シアリテ、
其發行ハ四月ニシテ、英國政府カ之ヲ其議会ニ提出シタルハ五月ナリ、又タ本邦ニテ之ヲ受取リタルハ六月ナリ、然
ルニ本局ノ貿易概覽ハ其當時未タ編纂中ニ属セリ、斯クノ如ク日本ノ事実カ其國ニ公表セラレサルニ、却テ外國ニ先
ンセラルヽハ何タルコトゾヤ

統計ニハ靜態動態ノ語アルカ之ハ論態トモ云フヘキカ、即チ日本ニ於テハ統計調査ニ當リ往々事項又ハ事實ノ當否等

ヲ論スルコト是ナリ、斯ルコトハ実ニ無用ノ時ヲ費ヤスモノト謂フヘシ、之ニ反シ唯数字ヲ排列スルニ之レ勉ムル者ハ少シモ活動セサルナリ、何レモ宜シキヲ得タルモノニアラス

試ニ問ハシ、不必要ナル質問ヲ事トシ、終生迂闊ヲ以テ甘ンスルカ善キカ、又実地調ノ如キ空想ニ等シキモノヲ重ンジ、數ニヨラスシテ戦争ヲナスカ善キカ、諸氏ハ其然ラサルヲ認ムルナラン

上来縷々陳述セシハ、要スルニ統計ヲ充分ニ成立シ之ヲ活用センコトヲ希望スルニ外ナラス、果シテ統計ニシテ充分ニ整備セラレ居ラハ、之間ニ妄説ノ起ルコトナカルヘシト信スルナリ、今日ニ於テハ未タ此妄説ヲ打破スルニ足ルノ統計ナキヲ以テ、一例ヲ挙クレハ酒ノ脱税ハ幾何アルヤ計リ知ラレスト云フ如キ、往々世人ノ口ニスル所ナルニ、充分ナル統計ヲ示シテ其妄ヲ悟ラシムル能ハサルハ遺憾ニ堪ヘス、諸氏ハ此意ヲ体シ熱心事ニ当リテ善ク其ノ効果ヲ挙ケラレンコトヲ希望ス

(平18 熊本 80)

38 明治35年1月 京都局監視事務執行規程

主秘第七号

京都稅務管理局ニ於テ伏見稅務署ノ監視事務規程別紙ノ通相定メタル旨ニ有之候間、御参考ノ為メ別紙及送付候也

明治三十五年一月十三日

大蔵省主税局長 目賀田種太郎

大阪稅務管理局長 渡辺義郎殿

(別紙)

訓乙第一号

伏見稅務署

其署監視事務執行規程別紙ノ通相定メ、本月二十日ヨリ来ル明治三十五年三月三十一日迄施行ス
明治三十四年十一月十六日

京都稅務管理局長 烏海弘毅

別冊

監視事務執行規程

第一条 酒類ノ輸出入ヲ監視セシムル為メ、造酒期節中伏見稅務署所轄内ニ監視所ヲ置ク

第二条 監視所ヲ分チテ二トシ、一ハ陸上ノ監視ヲ為サシメ、一ハ水上ノ監視ヲ為サシム、其位置左ノ如シ

一 陸上監視所 伏見町字加賀屋町

二 水上監視所 同 町字三栖一丁目

第三条 監視区域ハ左ノ区分ニ依ル

一 陸上監視区域 伏見町 但水上監視区域ヲ除ク

二 水上監視区域ハ伏見町ニ属スル高瀬川・宇治川本支流、其他舟揖ノ通スル水路及其沿岸

第四条 監視員ハ間接国税検査ニ從事スル收稅官吏中ヨリ署長之ヲ選定スヘシ

第五条 陸上監視ハ特ニ酒類製造場并ニ酒類販売場ノ内外ヲ観察シ、水上監視ハ河岸ヲ巡視シ、若クハ常備ノ船ヲ使用シ、酒類及酒類製造用容器器具器械、并ニ原料品ノ輸出入ヲ監視シ、其嫌疑アルモノハ出所又ハ届先等ヲ詳ニ

スヘシ

第六条 監視中犯則並ニ犯則嫌疑事件、其他緊急事件ヲ発見シタルトキハ、応急ノ処置ヲ為シ、直ニ其状況ヲ署長ニ報告スヘシ

第七条 監視所ニハ昼夜各二名ノ監視員ヲ置ク、但時宜ニ依リ増減スルコトアルヘシ
第八条 監視員ノ勤務ヲ分チテ二トス
一 見 張
二 巡 視

第九条 監視員ノ勤務ハ午前六時ヨリ午後六時迄、午後六時ヨリ午前六時迄トス、但事務ノ都合ニ依リ変更スルコトアルヘシ

第十条 監視員昼間勤務者ハ午前午後各一回、夜間勤務者ハ見張及巡視二時間毎ニ交代シ、各三回ツヽ区域内ヲ巡視スヘシ、但夜間ト称スルハ午後六時ヨリ翌日午前六時迄ヲ云フ

第十二条 監視員ハ翌日休憩トス、但時宜ニ依リ休憩ヲ廃スルコトアルヘシ

第十三条 夜間勤務ノ監視員ハ翌日休憩トス、但時宜ニ依リ休憩ヲ廃スルコトアルヘシ

第十四条 監視事務ノ事蹟ヲ明ニスル為メ、其区域内枢要ノ地ニ警邏表ヲ置ク、其位置左ノ如シ

一 陸上 堀上町 御香宮前門 毛利橋

二 水上 平戸橋 三栖四丁目

モ巡視スヘキモノトス
モ巡視スヘキモノトス

第十五条 署長ハ監視員ノ見張、若クハ巡視上ノ監督トシテ隨時其区域ヲ巡視スヘシ、但上席ノ収稅官吏ノ一名若ク

ハ二名ヲシテ、之カ補助ヲ為サシムルコトヲ得

第十六条 勤務ノ交代ハ必ス監視所ニ於テスヘシ

第十七条 監視ニ関スル書類書式左ノ如シ

一 監視員配置表 第一号式

一 巡視表 第二号式

一 警邏表 第三号式

一 巡視日表 第四号式

一 見張日表 第五号式

(表式略ス)

39 明治35年3月 東京局管内税務署定員

庶発第三〇二号

税務署

(昭55 大阪 8)

當局管内各税務署定員、当分ノ中別表ノ通相定ム
明治三十五年三月七日

署名	区分
八 青 小 千 板 淀 品 厥 新 万 四 幸	直 稅 係
王 子 梅 松 川 住 橋 橋 川 橋 大 橋 世 橋 谷 橋	間 稅 係
三 二 二 二 二 二 二 一 ○ ○ 八 七 ○	務
三 三 四 一 二 二 四 四 三 四 二 三	庶 務 係
一一一一一一一二二二二二	屬
二 二 二 一 二 二 二 九 九 八 七 九	雇

東京稅務管理局長 田中國三郎印

署名	区分
高 前 北 木 大 茂 東 銚 佐 佐 松 千	直 稅 係
崎 橋 条 更 喜 原 金 子 原 倉 戸 葉	間 稅 係
四 四 四 四 三 四 四 四 四 四 四 四	務
五 五 六 六 四 四 六 六 七 五 五 四	庶 務 係
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	屬
五 五 四 三 二 二 三 四 四 三 四 四	雇

甲秘第一五五号

明治三十五年四月二日

40 明治35年4月

間税官吏の職務執行に付局長訓示

杉	岩	忍	熊	本	大	松	川	浦	府
戸	楓		谷	莊	宮	山	越	和	中
三	四	四	四	二	三	三	四	四	二
三	三	四	五	二	五	三	六	六	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	三	三	三	二	二	二	五	五	二

伊	勢	崎	館	太	桐	沼	中	安	富	藤
林	田	生	田	生	田	中	ノ	岡	岡	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
三	三	二	二	四	三	三	三	三	三	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	

(昭
43)

東京

83
- 3 -

熊本税務管理局長印

税務署長

税務ノ執行ハ直接ニ人民ノ利害ニ関スルモノニシテ、特ニ間税物件ノ検査査定ハ其当否ニ依リ当事者ノ利益ニ影響スルコト尠カラサルヲ以テ、税務ニ従事スル官吏ハ常ニ不正ノ誘惑ヲ受クルノ虞アルヲ免レス、諸種間接国税ノ税率増加セラレタル今日ニ於テハ、此危險ハ一層甚シトナス、故ニ部下監督ノ責任アル税務署長ハ、部下ノ官吏ガ此ノ如キ不正ノ誘惑ノ為ニ誤マラルゝコトナキコトニ最モ注意セサルヘカラス、此事ニ關シテハ巡閲、会同等ニ際シテ屢々各位ノ注意ヲ喚起シ置キタルヲ以テ、部下戒飾ニハ怠ルコトナキヲ信スト雖、昨年来某々ノ管理局ニ於テハ間税官吏中ニ甚シキ不都合ノ行為アルモノヲ出シ、一時ニ數十名ノ免官若クハ懲戒ノ処分ヲ受ケタルモノアリト聞ク、其行為ハニシテ足ラスト雖、要スルニ税務官吏力酒造家ノ誘惑ニ陥リテ、其犯則ヲ寛仮シ若クハ検査執行ノ厳正ヲ欠キ、以テ直接間接ニ脱税ヲ容易ナラシメタルモノニシテ、国庫ニ対シテ損失ヲ与ヘタルノミナラス、官吏ノ体面ヲ汚シ延テ政府ノ威信ヲ傷ケタルコト尠ニアラス、実ニ容易ナラサルコト、謂ハサルヘカラス、幸ニシテ当局ノ税務官吏ニハ今日迄啻ニ如上ノ事実ナキノミナラス、其嫌疑アル者スラ発見シタルコトナシト雖、此際一層官紀ヲ嚴肅ニシ忠実ニ職務ヲ執行セシメンカ為メ、左記各項特ニ訓示候間、益部下官吏ノ精神的訓練ニ注意シ、廉恥ヲ重ンシ節操ヲ励ミ忠実奉公ノ実ヲ挙ケシメ、断シテ秋毫ノ弊害タモ生セシメサランコトヲ期スヘシ

右特ニ訓示ス

一
間税検査官吏ハ公会ノ席上ヲ除クノ外、職務執行以外ニ於テ酒類醤油製造者、又ハ酒類醤油製造者ノ為ニ誘惑ヲ為スノ疑アル者ト会同又ハ同席スルヲ慎ムヘシ

二 間税検査官吏ハ酒類醤油製造者又ハ酒類醤油製造者ノ為メニ誘惑ヲ為スノ疑アル者ノ家宅ニ住居スルコトヲ慎ム
ヘシ

三 間税検査官吏ハ営業者又ハ営業者ノ為メニ誘惑ヲ為スノ疑アル者ト金錢物品ノ貸借ヲ為スコトヲ慎ムヘシ

四 間税検査官吏ハ営業者又ハ営業者ノ為メニ誘惑ヲ為スモノヨリ物品ノ贈与ヲ受クヘカラス

五 間税検査官吏営業場ニ臨檢シタル時ハ、職務執行上ノ必要以外ニ無用ノ談話ヲ為スコトヲ慎ムヘシ

六 皆造祝其他ノ名義ノ下ニ営業者ヨリ招待ヲ受ケタルトキハ出席ヲ謝絶スヘシ

七 酒造組合会議等ニ出席スルハ署長及主任者一名ニ限ルヘシ

八 酒造組合等ノ宴会ニ招待ヲ受ケタルトキ、之ニ出席スルハ署長ニ限ルヘシ

九 大酒暴飲ヲ慎ムヘシ

十 税務署長ハ日常部下吏員ノ生計ノ有様及平素ノ品行ニ注意スヘシ

十一 税務署長監督ヲ行フニ際シテハ啻ニ執務上ノ視閲ヲ為スニ止メス、部下官吏ノ営業家ニ対スル態度、談話等ニ

着目シ、情実ノ為メニ乗セラルヽコトナキヲ期スヘシ

十二 酒造家又ハ退職税務属等ニシテ税務官吏ノ誘惑ヲ為スモノアリト認メタルトキハ、警察官吏ニ協議シ其行為ヲ

偵察セシムヘシ

十三 退職税務属小使等ノ類ニシテ営業者ノ為メニ誘惑ヲ為シ、若クハ誘惑ノ媒介ヲ為スモノ絶無ヲ期スヘカラス、

此等ノ者ノ舉動ニ就テハ常ニ注意ヲ怠ラサルヲ要ス

十四 部下官吏中不正ノ行為アリ、又ハ其嫌疑アリト認メラルヽ者ハ、直ニ事實ヲ調査シテ内報スヘシ

前各項ノ内第一項乃至第九項ハ明治三十三年六月熊秘第二三〇号達秘密文書取扱方第四条ニ依リ、間税官吏一般

41 明治35年4月 司法官会同における大蔵大臣演説要領

秘甲第一六三号

明治三十五年四月十八日受付

税務署長

本月司法官会同ノ際大蔵大臣「曾称荒助」・大蔵書記官ノ演説要領、本官限リノ参考トシテ其筋ヨリ内牒有之候処、右ノ内署長限り心得トシテ必要ノ事項ヲ摘録シ、特ニ及内送候間、其含ヲ以テ閲覧シ、其趣旨ヲ体シ益裁判所トノ関係ヲ密ニシ、税法執行上遺憾ナキヲ期スヘシ

右内示ス

明治三十五年四月十六日

金沢税務管理局長 水越理庸印

司法ト行政トハ共ニ始終本末ノ關係ヲ有スルモノナルカ故ニ、互ニ氣脈ヲ通シ一貫ノ旨義ニ由ルヘキハ、國家存立上最モ必要ノコトタリ、然ルニ從来輒モスレハ両者ノ意思疎通セス、為メニ種々ノ困難又ハ障害ヲ生スルコト尠シトセス、本大臣ノ常ニ遺憾トスルトコロナリシニ、今日幸ニ諸君ト相見ヘ所思ヲ述フルコトヲ得ルハ欣喜ニ堪ヘサルトコロナリ

国運ノ進歩ニ伴ヒ行政機関ノ組織複雜ニ涉ルハ勢ノ免ルヘカラサルトコロナリト雖モ、數年来地方ニ於ケル各種行政

機関ノ分立シタル結果ハ、其権義互ニ錯綜シ漸クニシテ割拠ノ風ヲ為スニ至リ、各機関相対時シテ共助ノ精神ヲ失ヒ事務ノ運転滑カナラサルカ如キ憾ナキニアラス、凡ソ行政ノ事タル事務ノ種類ニ従ヒ各其機関ヲ分立セシムルハ、亦已ムヘカラスト雖モ、政務最終ノ目的ハ其司法タルト行政タルトニ別ナク、統治ノ大圈ニ向ツテ更ニ収結セラレ、適順ノ結果ヲ得ルニ在ルモノナレハ、各互ニ共助ノ精神ヲ貫通シ、異体ニシテ而モ同心ノ実ヲ挙ケ政務ノ大体ヲ通觀シ、純然タル司法機関ト行政機関トノ間互ニ相扞格スルコトナク、齊シク為政ノ大目的ニ到達スルコトニ意ヲ用キルハモ必要ノコトタリ、諸般政務ノ中直接三行政ト司法ト相始終シ相離ルヘカラサルヲ警察事務トス、我大藏省所管ノ事亦實質上司法警察ヲ要スルモノ少ナシトセス、隨テ諸君トノ間ニ最モ氣脈ノ貫通ヲ図リ、共助ノ精神ヲ發揮スルコトヲ期セサルヘカラサルモノアリテ存ス

犯則ハ主トシテ酒類ノ密造ト葉烟草ノ密売買トニ在リテ、当該官吏一タヒ之ヲ検挙スルモ、動モスレハ瞬間其証拠ヲ湮滅セラレ、必罰ノ目的ヲ達スルコト能ハサルニ終ル場合往々ニシテ之レアリ、此等ノ場合當該官吏ヨリ臨檢ヲ求ムルコトアラハ、検事又ハ予審判事ヲ派セラレ迅速ニ機宜ノ処置ヲ与ヘ、以テ犯則者ヲシテ独リ其慾ヲ遂ケシムルノ憾ヲ遺スコトナカラムコトヲ望ム

収稅官吏、稅關官吏及專賣官吏等ヨリ告發シタル犯則事件ノ裁判ハ、法規執行上ノ参考ニ資スルコト少カラス、故ニ向後ハ各地トモ均シク判決ノ時々遗漏ナク檢事局ヨリ其要領ヲ告發官庁ニ通知セラレンコトヲ望ム、且ツ稅法又ハ專賣法違犯ニ關スル裁判ニシテ其判例ノ変更セラレタルモノ、若クハ法規ノ解釈上當該官吏ノ準拠スヘキ判例ヲ創設セラレタル場合ノ如キハ、大藏省ニ知照セシムルノ方法ヲ講セラレンコトヲ望ム、殊ニ當該官吏ニシテ法律上ノ疑義ニ關シ質問スルモノアレハ、審議ノ上一定ノ解釈ヲ与ヘラレンコトヲ予メ希望ス

登記所ヨリ稅務署ニ通知スヘキ登記済通知書記載事項中、土地台帳ト符号セサルモノニ付テハ登記所ニ照会スルノ例

ナルニ、之ニ對スル回答往々遲延スルコトアルカ為メ、土地台帳ノ整理ニ差支アルノミナラス、土地台帳不整理ノ結果所有者以外ノ者、即チ前所有者ヨリ地租ヲ徵収セサルヘカラサルカ如キ場合ヲ生シ、貴重ナル地租事務ニ至大ノ影響ヲ及ホシ、言フヘカラサル不都合生スルニ至ルカ故ニ、照会ニ對スルモノモ亦急速回答スルコトヲ得ルノ方法ヲ講セラレンコトヲ望ム

我財源中最モ重要ナル酒税ヲシテ予期ノ如クナラシムル為メニハ、脱税者ナカラシムルコトヲ要スルハ多言ヲ須タス
明治三十四年中ニ於ケル酒造税法ノ違犯者ハ

八千百三十七人

ニシテ、其ノ内最モ多キ犯則ヲ挙クレハ

免許ヲ受ケシシテ酒類ヲ製造シタルモノ

五千五百十二人

不正ノ処為ヲ以テ増石數ノ査定ヲ免カレントシタルモノ

千四百三十八人

ナリ

右無免許犯中、販売ノ目的ヲ以テシタルモノト自用ニ供スル目的ヲ以テシタルモノトヲ區別スルトキハ

販売ノ目的ヲ以テシタルモノ

三百十九人

自用ノ目的ヲ以テシタルモノ

五千百九十三人

ナリ

自用ニ供スル目的ヲ以テ酒類ヲ製造シタル者ノ内、中産以上ノ者ト其ノ以下ノ者トヲ區別スルトキハ

中産以上ノ者

二千二百八十二人

中産以下ノ者

二千九百十一人

ナリ、之ヲ以テ見ルモ、無免許ニテ酒類ヲ製造スル者ハ細民ニシテ、高価ノ酒類ヲ購買スルコト能ハサルノミニ非ラス、資産アル者ニシテ尚脱税ニ依リ利益ゼントスル者ノ頗ル多キコトヲ知ルニ足ル

不正ノ所為ヲ以テ造石數ノ査定ヲ免レントシタル者ノ内、最モ多キ犯則ハ酒ノ密造ト醪ノ繰越ナリ

密造ノ方法中最モ巧妙ナルモノト思考セラルモノニシテ、各地ヨリ報告シタルモノノ數例ヲ挙クレハ左ノ如シ

一 二重天井ヲ作り其ノ上ニテ製造シタルモノ

二 海浜ニ甕ヲ埋蔵シテ製造シ、其ノ上ヲ土砂ヲ以テ掩ヒタルモノ

三 他人ノ家屋内ニテ製造シタルモノ

四 茶室ニ二重壁ヲ設ケ其前ニ茶器類ヲ並ヘタル棚ヲ作り、其ノ背後ニテ製造シタルモノ

五 杜氏部屋ノ戸棚ノ天井上ニテ製造シ、屋根ヨリ出入シタルモノ

六 古酒ヲ貯蔵スル桶中ニテ醪ヲ密造シナカラ中ニ古酒ノ小桶ヲ入レ、大桶ノ栓ヲ通シテ古酒ノ出ヅル如クシ、以テ密造ノ発見セラレサランコトヲ勉メタルモノ

七 梁ニ米俵又ハ米櫃ヲ緊縛シ一見米粟ヲ貯蔵シ置クモノノ如クシ、其ノ米俵等ノ中ニ小桶ヲ入レ酒類ヲ密造シタルモノ

八 麦畑又ハ桑畑ニ穴ヲ掘リ之ニ密造シ、桶ノ上部ニ土ヲ盛リ麦及桑ヲ植付ケタルモノ

九 墓地ニ穴ヲ掘リ其ノ中ニテ密造シ、桶ノ上ニ土砂ヲ盛リ墓標ヲ据置キタルモノ

十 牛小屋馬小屋ノ如キ官吏ノ容易ニ到ル能ハサル所ノ二階ニ密造シタルモノ

醪ノ繰越モ亦漸次巧妙トナリタル如シ、即チ

一 従来ハ昼夜ノ別ナク之ヲ為シタルニ、近時ハ専ラ夜間ニ於テシ、且門戸ヲ緊鎖シ、偶々官吏カ之レカ開戸ヲ求

ムルモ知ラサル真似ヲ為ス者多シ

二 従来ノ繰越ハ數仕込ニテ之ヲ為シタルニ、近來一仕込中ニテ添掛中掛留掛ノ間ニ於テ之ヲ行フ者ヲ生シタリ以上ハ犯則中最モ多キモノヲ拳ケタルナリ、右ノ外酒税ニ闕スル犯則ハ種々アレトモ煩細ヲ避ケテ之ヲ省キタリ、但シ将来最モ注意セサルヘカラサルハ腐敗酒ノ偽造ナラント信ス

犯則手段ハ此ノ如ク益々巧妙ニ至リタリシカ、之ニ加フルニ近時ハ犯則ノ發見セラレタル場合ニ於テ、暴力ヲ以テ其ノ証憑ヲ湮滅セントスル者漸次増加スルニ至リタリ

近年収税官吏カ犯則者ノ為メニ暴行ヲ受ケタル場合中、最モ著シキモノニ三ヲ拳クレハ左ノ如シ

一 天草島ニ於テハ海中ノ船舶ニ於テ密造シタル酒類ヲ發見セラレタル際、船ヲ沈没シテ収税官吏ヲ殺害セントシタルモノアリ

二 鹿児島県ニ於テハ山林ノ洞穴中ニ焼酎醪ヲ密造シタルヲ發見セラレタル際、部落拳テ収税官吏ニ暴行ヲ加ヘ、棍棒ヲ以テ乱打シタル結果収税官吏二名ハ殆ント死ニ瀕シタリ

三 青森県黒石税務署管内ニハ最モ多数ノ犯則者アリ、且ツ収税官吏ニ暴行ヲ加ヘタルコト数回ニ及ヒタリシカ、其ノ中最モ甚シキハ密造酒ヲ發見セラレタルニ当リ、犯則者暴力ヲ以テ収税官吏ノ職務執行ヲ妨ケタルノミナラス、証憑集取中家宅ニ放火シ隣家ニマテ類焼セシメ、以テ証拠ノ湮滅ヲ図リナカラ、収税官吏ニ対シ放火者ナリト暴言シタルモノアリ

白家用酒製造ノ旧慣アリシ地方ニ於テハ、独リ犯則者カ暴行ヲ為スノミナラス、一部落共同シテ官吏ニ暴行ヲ加フルノ傾向アルカ如シ、而シテ之レカ原因ヲ探究スルニ、左ノ二点ハ主タル原因ナルカ如シ

一 一部落ハ殆ント皆犯則者ナルヲ以テ犯則者ニ同情ヲ表スルコト

二 一部落中ノ資本家カ資金ヲ融通シテ部落内ノ細民ニ犯則ヲ為サシメ居ルコト

右ノ場合ニ於テ犯則者カ罰金ノ処分ニ逢ヒタルトキハ、一部落ニテ之ヲ分担シ、又ハ資本家ニテ之ヲ負担スルモノ少カラスト云フ

近時ニ至テハ更ニ他ノ手段ニ出テ、官吏ヲ誘惑シテ不正ニ税金ヲ逋脱セントスル者ヲ生シタルカ如シ、即チ

一 官吏ヲシテ査定ノ際石数ヲ少量ニ査定セシムルコト

二 官吏ヲシテ犯則行為ヲ看過セシムルコト

右ノ誘惑ハ種々ノ手段ヲ以テスルモ、左記ノ如キハ其ノ主タルモノノ如シ

一 脱税石数ニ応シ其ノ税金ノ幾部分贈与ヲ約スルコト

二 遊興ヲ勧メ之レカ費用ヲ負担スルコト

三 金錢ヲ貸与シ其ノ返却スルコト能ハサルニ乘シ自己ノ希望ヲ達スルコト

四 金錢物品ヲ贈与スルコト

右ノ誘惑ヲ為スニハ、嘗テ収税官吏タリシ者ニシテ免官セラレタル者ヲ介スルカ、又ハ此ノ如キ者カ進テ仲介ト為ルコト多キヤノ疑アリ

以上略述スル如ク、間接税ハ歳入中重要ノ位置ヲ占ムルモノニシテ、之レカ脱税ハ国庫ヲ損シ延テ国務執行ニ阻礙ヲ与フルモノナリ、然ルニ犯則ノ手段ハ益巧妙トナリ、加フルニ暴行ヲ以テ収税官吏ノ職務執行ヲ妨ケ、且ツ不正ノ手段ヲ以テ之ヲ誘惑セントスル者アルヲ以テ、官吏中ニ不正行為ヲ為シタル者アラハ、直チニ之レニ司法権ノ実行ヲ及ホサレンコトヲ望ムカ為メ、且ツ同時ニ税法上ノ犯則取締ニ向テ司法権ノ実行セラルル場合ニ於ケル参考ノ一端トシテ、事実ヲ挙クルコト斯ノ如シ

42 明治35年5月 稅務上に關する大藏大臣演説

広秘第四九七号

稅務署長

稅務支署長

本月二日、地方官二対スル大藏大臣「曾祢荒助」ノ演説中稅務上ニ関スル事項、為参考別紙送付ス

明治三十五年五月九日

廣島稅務管理局長 岩崎奇二印

(別紙)

大藏大臣演述要領抄記

租税ニ関スル行政事務ニ付テモ亦諸君ノ注意ヲ要スルモノ少カラス、曩ニ司法官ノ会同アルヤ本大臣ハ特ニ財政事務ニ關シ司法上注意ヲ要スル要点ニ付本大臣ノ希望ヲ述ヘタリ、今ヤ又諸君ニ対シ同様ノ事項ニ關スル行政上ノ注意ヲ求メントス

土地ニ關スル異動ニ注視シテ土地台帳ノ整理登記手続ノ履行ヲ敏捷精確ニスルハ、地租ノ賦課ヲ適夷ニシ人民ノ負担ヲ公平ナラシムルノ要件ナリ、然ルニ地方庁及地方團体ニ於テ此事務ヲ處理スルノ現況ハ、尚往々遺憾トスル所ナキニアラス、本大臣ハ諸君カ一層此ニ注意セラレシコトヲ望ム

酒造税ノ増率セラレテヨリ以来、犯則ノ數倍加シタルノミナラス、酒質惡変シタルノ事實ハ既ニ諸君ノ見聞セラレタ

ル所ナルヘシ、是レ一方ニハ國庫ヲ損シ、他方ニハ消費者ノ衛生ヲ害シ、施テ又タ一般ノ風儀ヲ傷フモノニシテ、其弊ノ及フ所決シテ浅少ナラサルナリ、犯則ノ成立シタル後ニ於テハ固ヨリ法条ヲ励行シテ仮借スル所アルヘカラスト雖モ、翻テ復タ犯則ノ由テ來ル所ヲ察スレハ、蓋シ法則ノ重スヘキヲ弁ヘス、又製造法ヲ改良シ因テ以テ正当ニ事實上負担ノ輕減ヲ求ムルノ途アルヲ思ハサルニ出ルモノ少シトセス、事情寧ロ憫ムヘキニアラスヤ、此ノ如キ輩ヲ誘導啓發シ以テ犯則ヲ未然ニ防キ、以テ國庫ト人民トノ利益ヲシテ両ナカラ完カラシムルハ、當局者ノ最モ意ヲ用フヘキ所ナリトス、本大臣ハ此事ニ付テ切ニ諸君ノ尽力ヲ乞ハサルヘカラス

租税負担ノ苦痛ハ國民ノ避クヘカラサル所ナリト雖モ、國家ハ少クモ徵稅手続ノ為ニ此苦痛ヲ甚シクスルコトヲ避ケサルヘカラス

故ニ印紙稅ニ付テハ特ニ稅印押捺ノ方法ヲ開始シ、既ニ東京大阪其他五箇所ニ於テ之ヲ實行シ、尚漸次全國ニ及ホサントス、然ルニ民間尙ホ其利ニ依ルヲ知ラサル者多キカ如シ、又租稅事務ニ關スル人民ノ申告類ハ事務ノ確実ヲ害セサル程度ニ於テ、書面上ノ煩雜ナル手續三代フルニ口頭又ハ電話ヲ以テスルヲ許ス等、形式ニ拘泥セシテ之ヲ受理スルコト、シタルハ諸君ノ知ラル、所ナリ、而テ其結果甚ダ良好ナルカ如シ、然ルニ市町村ニ於ケル執務ノ実況ヲ看ルニ未タ此ノ趣旨ニ適セサルモノアリ、人民怨嗟ノ声ヲ聽クコト少カラサルナリ、独リ此レノミナラス市町村中或ハ法定ノ納期限前ニ納稅ヲ強フルモノアリ、或ハ徵收シタル稅金ヲ金庫ニ納付スルコトヲ怠ルモノアリ、甚シキハ則チ市町村稅ノ滯納ヲ防クヲ口実トシテ人民カ納付セントスル國稅金ノ領取ヲ拒絶シ、為ニ之ヲシテ空シク國稅ノ滯納者トナルニ至ラシムルモノアリ、是ノ如キハ國家并ニ人民ニ對シテ忠実深切ヲ欠クモノト謂ハサルヘカラス、本大臣ハ諸君カ前述ノ諸点ニ付充分ノ注意ヲ加ヘラレントラ希望ス

地方稅并ニ市町村稅ニ付テモ亦一言諸君ノ注意ヲ促サ、ルヘカラサルモノアリ、租稅ノ納期ハ一般金融ト至大ノ關係

ヲ有スルニヨリ、地方税等ノ納期ハ付加税ヲ除クノ外ハ成ルヘク国税ノ納期ト其時期ヲ異ニスルコトヲ望マサルヘラス、又租税ノ新設増課ハ将来ニ向テノミ其効力ヲ生スルヲ以テ本則トナスヘキハ勿論ナルニ、嘗テ各地方ニ於テ往々之ニ反スルノ事例少カラサリシヲ以テ、前任大臣ハ昨年三月八日ヲ以テ、当該各局長ヲシテ地方特別税及付加税ノ新設増課ニ関スル取扱方ニ付通牒セシムル所アリタリ、爾來諸君ニ於テ此趣旨ヲ守ラル、ハ固ヨリ疑ハサル所ナリト雖モ、重ネテ茲ニ之ヲ一言ス、又事業ノ繁劇ニ趣クニ從ヒ人民ノ移動多キヲ加ヘ、而シテ其移動ノ間往々同一所得若クハ同一物件ニ付甲乙市町村ニ於テニ重ノ課税ヲ受ケルカ如キ事実少カラス、大ニ注意セサルヘカラサル所ナリ、尚未最モ注意ヲ要スルハ、元来租税ノ負担ハ納稅資力ト相伴フヘキモノナルニ拘ラス、各地ノ現状ハ往々之ニ反スルモノアリ、甚シキハ則チ他ノ地ヨリ来レル者ニ対シテ、故ラニ其負担ヲ重クセントスルモノアルニ至ル、租税賦課ノ原則ニ反スル亦甚シト謂フヘシ、凡ソ此等ノ弊事ハ決シテ永続ヲ許スヘカラサルモノナリ、本大臣ハ諸君ノ注意ト尽力トニ依リ速ニ之ヲ匡正スルヲ得ンコトヲ期スルモノナリ

砂糖ノ輸入ハ年来頻リニ增加シテ其止ル処ヲ知ラス、然ルニ本邦内地ノ糖業ハ甚タ有望ニシテ、適當ニ之ヲ誘掖提撕スルトキハ、将来内地ノ産糖ヲ以テ優ニ内地ノ需用ヲ充タスニ余リアルヲ信ス、昨年新三砂糖消費税ヲ課スルヤ、多額ノ見越輸入ヲ來タシ、今ニ至ルマテ内地ノ糖業ハ是力為ニ影響ヲ蒙リ、多少其利益ヲ減殺セラル、ノ状アリト雖モ、是レ畢竟一時ノ現象ニ止リ以テ前途ノ望ヲ左右スルニ足ラストス、砂糖消費税ハ事創始ニ属スルニ拘ラス、諸君ノ尽力ニ依リ円満ナル施行ヲ見ルハ本大臣ノ甚タ喜フ所ナリ、尙ホ今後地方官各位ニ於テ本税法ノ施行ヲ帮助セラル、ト同時ニ、一層糖業ノ改良發達ニ努力セラレンコトヲ希望ス

広秘第五〇七号

税務署長
税務支署長

密月十五日署長会議ニ於ケル演述要領別紙送付ス

明治三十五年五月十六日

広島税務管理局長 岩崎奇二印

(別紙)

明治三十五年四月十五日局長演述要領

本年度ノ始期ニ於テ茲ニ本日ヲ期シ税務署長ノ会同ヲ促シタルハ、主トシテ所得税調査標準ニ関シ意見ヲ徵セんカ為ニシテ、他ノ税務ニ付テハ事宜ニ依リ諮問又ハ訓示スル所アルヘキモ、要スルニ毎回ノ会議ハ所得税調査標準ヲ一定スルヲ以テ其眼目トナシタリ、故ニ諸君ハ此意ヲ体シ以テ審議セラレンコトヲ望ム

開会ノ初二当リ本局カ視察シタル税務ノ近況ト之ニ対スル希望ヲ開示ゼン、其事タル從來屢々訓示シタルモノアリ、既ニ諸君ノ知悉セル所往々陳套ニ属スルモノアルヘシト雖モ、新任署長及数閏月会見ヲ得サリシ署長諸君ノ為、重複ヲ顧ミス之ヲ縷述シテ各位ノ注意ヲ喚起スルハ、必スシモ徒而ニアラサルヘシ

税務ノ近況ニ付テハ特ニ言フヘキ程ノ新現象ナク、骨牌税法ハ議会ノ協賛ヲ経テ既ニ法律トシテ公布セラレ、本年度ニ於テ施行セラル、コト、ナレリ、又砂糖消費税法ハ昨年度ヨリ実施セラル、ニ至リタリシモ、產地其他ノ事情ニヨ

リ本局管内ニ在テハ其課税額僅少ニシテ殆ト言フニ足ルモノナシ、要之ニ税務ノ近況ハ尋常平穩ノ状態ニアリトス各署ノ事務ハ爾来倍々刷新整理ノ実ヲ現シ、大ニ進歩ノ現象ヲ呈スルニ至リタルハ、本局力時々行ヒタル一般監督又ハ隨時視察ノ報告ニ依リ明カナル所ニシテ、洵ニ諸君ノ勞ヲ多トスルニ足ル、然レトモ所謂進歩トハ過渡ノ時期ニ於ケル進捗ノ程度ヲ指スニ過キシテ、未タ彼岸ニ達セリト云フノ意ニアラス、税務ノ事タル最モ繁雜ヲ極メ、加フルニ世運ノ進歩ニ伴ヒ税法ノ改廃底止スルノ期ナカルヘキヲ以テ、容易ニ彼岸ニ到達シ完全無欠ノ整理ヲ期スルハ素ヨリ至難ノ事ニ属ス、然レトモ斯ノ彼岸ニ達スルノ希望ヲ常念トシ、孜々懈ラサランコトニ注意スヘシ、若夫比較的進歩ノ現状ニ安ンシ一朝事務ヲ忽諸ニ付スルアランカ、直ニ紛糾ヲ極メ渋滞ヲ生シ又收拾スヘカラサルノ困難ヲ來スヤ必セリ、故ニ辛フシテ整頓ノ彼岸ニ達スルノ曉ニ至ルコトアリトスルモ、常ニ細心留意良好ノ成績ヲ挙ケ職責ヲ全フスルノ念ヲ以テ努力セラレンコトヲ望ム

本省ノ税務三対スル方針及一般社会ノ概念如何ニ就テハ、本省ノ令達及新聞紙ノ報導ニ依リ既ニ諸君ノ了知セラル、所ナルヘシ、輓近税務ハ益々重要視セラル、ニ至リタル傾向アルヲ以テ、将来完全整備ノ域ニ達スヘキハ必至ノ情勢ナリト信ス、過般司法官カ上京会同ニ際シ大藏大臣ヨリ司法事務ト行政事務、特ニ税務行政トノ関係ニ就テ述ヘラレタル演説筆記ニ拠ルモ、本省カ司法官ト税務官トノ間ニ事務ノ共助ヲ為サシメ、税法ヲ励行シ司法税務間ノ調和ヲ計リ税務ヲ完全ニ施行シ、以テ逋税ナカラシメントスルノ方針ナルコトヲ窺知スルニ足リ、余輩ノ持論カ遂行セラントスルニ至リタルヲ喜フ、夫ノ徒ニ新税源ヲ討索シ新法ヲ發布シ税務ノ煩雜ヲ釀サンヨリハ、寧ロ现行税法ヲ励行シ税務ヲ整頓シ逋税其他ノ不正者ナカラシメ、完全円満ニ之ヲ徵収スルノ勝レルニ如カサルナリ、而モ尚且歳入不足ヲ生スル場合ニ於テ始メテ新税ヲ起スヘキモノナルコトハ財政上当然ノ順序ト思考ス、又一般社会カ税務ニ対スル觀念ノ一班ヲ知ラント欲セハ、東京日々新聞紙ノ論旨ヲ一読セハ思半ニ過ン、同紙ハ税法ノ励行ト題シ曰ク、「帝国ノ

歲計漸次膨張ノ結果歳入増加ノ方法ヲ講スルノ必要多キモ、要スルニ國庫ノ基礎ハ到底租税ノ上ニ置クノ外他ニ良作ナシ、然ルニ租税法規カ勵行セラレサル為二十分ノ歳入ヲ得ラレサルモノアルカ如キコトアラハ、当局者ハ之ヲ督励シ実収ヲ得ルニ昂メサルヘカラス、税法中最モ確実ニ行ハルヽモノハ地租ノ類ニ過キヌシテ、酒類ノ如キ最モ逋税者多シト称ス、又所得税ハ今日僅ニ六百余万円ニ過キサルモ、所得税法ニシテ嚴格ニ施行セラレ納税者其所得申告ヲ詐ラサレハ、今日ノ二倍乃至三倍ノ増徵ヲ得ル難カラス、制度ヲ堅実ニシ歳入ノ増加ヲ図ルノ計ハ現行税法ノ勵行ヲ期スルヨリ先ナルハナシ」ト、這般ノ觀念ハ民間ニ於ケルト本省ニ於ケルト殆ト同一轍ニ出テ、吾輩當局者トシテモ亦税法ノ勵行ニ依リ多少租税ヲ増徵シ得ルノ余裕アルヘキハ素ヨリ期スル所ナリト雖モ、新聞紙ノ如ク二倍乃至三倍ノ増徵ニ難カラストノ所説ニ対シテハ、直ニ首肯スルニ躊躇セサルヲ得ス、然ルニ其増額ハ如此多大ナラストスルモ、税法勵行ハ吾輩ノ素論ニシテ将来益々之ヲ峻厳ニスヘキハ必要ノ事タリ、況ヤ我邦カ日英協約ニヨリ列強ノ伍伴ト公認セラルヽニ至リシ結果、帝国ノ境遇ト國家ノ任務上國庫費ノ膨張ハ免カレサルノ數ニシテ、之ニ適応セシムルノ財源モ亦租税ニ依ルノ外ナク、歳入ノ増加ニ伴ヒ租税増加ノ必要ヲ來シ、税務ノ繁雜ヲ生スルニ至ルヘケレハ、将来諸君ト共ニ益々法規ノ完行ヲ期シ、兼テ司法官ニ協商シ両者間ノ疎通ヲ計リ、其共助ニ依リ好果ヲ奏センコトヲ期ス税務ノ綱領前述ノ如シト雖モ尚其細目ニ付概言ゼン、地租条例ハ十数年前ノ頒布ニ係リ、施行歳月ノ久シキト共ニ其取扱方ニ自然ノ慣行アリテ著シキ改善進歩ヲ認メス、故ニ地租事務ハ他局ニ比シ毫モ遜色ナキニモ拘ハラス、依然トシテ旧態ヲ存シ土地検査ノ如キハ近時多少面目ヲ改ムルニ至リシモ、未タ以テ完全ノ域ニ達セリト云フヘカラス、歳入上ニ於ケル地租ノ地位ハ酒造税ニ次キ第二位ニアリト雖モ、因襲ノ久シキ特殊ノ觀念ヲ傾注スル者鮮少ナリ、然レトモ地租ハ其實質上安固ナル良税ニシテ最モ確実ナル歳入ノ一トス、故ニ慎重ノ注意ヲ以テ之ヲ處理セサルヘカラサルハ勿論、地価ハ賦税ノ根柢ニシテ其異動ナキ限りハ税額ニ変更ヲ來タサヘルモ、地類地目ノ変換等アルニ際シ地価

ノ設定又ハ修正ヲナスニ方リテハ隨テ税額ニ影響ヲ及ホヌヲ以テ、甲乙両地間ノ權衡ヲ勘案シ最公平ニ之ヲ査定セサルヘカラス、要スルニ地租ニ關スル事務ハ從来漫ニ屬僚又ハ雇員ニ放任スルノ傾向ナキニアラサリシモ、自今署長自ラ督励指導シテ慎重ノ取扱ヲ為スヘシ

所得税營業税ハ年ヲ逐フテ益々良好ノ成蹟ヲ呈シ改善ノ域ニ進メリ、然レトモ從来ノ課稅力果シテ適実ニ賦課セラレタルヤ否ハ今日尚講究スヘキ問題ニ属ス、申告税ノ性質ハ本来任意的ノモノナルヲ以テ、進テ之ヲ査覈スルハ不可ナルカ如シト雖モ、事實上往々不当ノ申告ニ接スルヲ以テ、一般ノ權衡ヲ得テ賦課ノ公平ヲ保タシメンカ為ニハ一定ノ標準ヲ設ケテ之力調査ヲ為サヘルヘカラス、故ニ從来ト雖モ調査標準ヲ一定シ甲乙両者間ノ權衡ヲ失セサラシメンコトヲ期シ着々實行其效果ヲ收得シ、概シテ遺憾ナキニ至リシモ尚一層ノ注意ヲ要ス、凡法律ヲ以テ國家力課稅スル以上ハ啻ニ課稅標準ノ實行ニ止マラス進テ其實際ヲ精査シ、毫モ仮借スル所ナク断々乎トシテ税法ノ励行ヲ期スルヲ本旨トセサルヘカラス

酒造税ハ各税ヲ凌駕シ歳入ノ主位ヲ有テリ、而シテ本税ハ直接酒類ニ賦課スルモノナルヲ以テ、其密造ヲ防キ酒類其物ヲ逃逸セシメサル限リハ之力課稅ヲ周到ナラシムルヲ得ルハ容易ノコトハス、故ニ酒造税ニ付テハ現実ノ釀造高ヲ知悉スルヲ第一ノ要件トシ、之力賦課ノ如キハ寧ロ第二ノ事項ニ属ス、行政整理ノ結果減員ノ止ムヲ得サルニ至リ、為ニ這般要件ノ遂行ニ遺憾ナキ能ハサルヘキモ、諸君ノ督励宜キヲ得テ職員ノ誠実ニ待ツアラハ、其目的ヲ達スル蓋シ困難ノ業ニアラサルヘシ

過般定員ノ減少ヲ行ヒ爾來各署事務ノ経過ヲ注視スルニ、減員前ニ比シ事務ノ稽緩渋滯ニ陷ルノ弊ヲ生スルコトナキハ、畢竟諸君ノ措置機宜ニ適シ此好果ヲ奏シタルニ外ナラサルヘキモ、不正業者力狡猾ノ手段ヲ弄シ逋税ヲ謀ルノ所為ハ益巧妙ヲ極メ、加之當該官吏ヲ誘惑セントスル彼等ノ述策モ亦千状万態ニシテ僂指ニ違アラス、驚クヘキ進歩ヲ

ナセルハ疑ナキ所ニシテ将来深ク注意ヲ怠ラサランコトヲ要ス、而シテ其手段等ハ詳細之ヲ列挙シ別ニ諸君ニ内達スヘキヲ以テ茲ニ贅セス

政府カ提出セル俸給予算案ハ議会ノ協賛ヲ経テ既ニ予算トシテ發布セラル、三至リ、之ヲ前年度ノ予算ニ比スレハ其俸給平均額ニ於テ增加ヲ呈シ、月額二十三円ノ呼声ヲ聞クニ至レリ、然レトモ実際ニ配布セラレタルモノハ税務属ノ俸給月額二十二円七十五銭ニ過キス、是レ政府ノ都合ニ出タルモノト信ス、又技手ノ俸給月額ハ少シク前者ニ超過セリ、如此俸給予算ノ増加アリシヲ以テ、此際直ニ一般判任官ノ増俸アルヘシト予期スルカ如キハ、少シク早計ニ失スルモノト謂ハサルヲ得ス、何トナレハ從来ノ判任俸給月額ハ定員ニ対シ平均十六円余ナリシニ、當局ニ於テハ客年中定員ヲ減省シ事務ノ繁閑等ニ由リ執務ノ權衡ヲ得セシメンカ為増俸ノ必要ヲ生シ、之ヲ決行シタル結果昨年十二月ニ於テ既ニ平均額ハ昂リテ二十円余トナルニ至レリ、故ニ當時ニ在テハ予算平均額ノ如何ニ関セス、實際ニ於テハ既ニ俸給額ハ他局ニ比シ優等ノ地位ヲ占メタリシヲ以テ、今回減少後ノ定員ヲ標準トシテ増加セシ俸給額ノ配布ヲ受クルニ至ルモ、從來ノ平均額ニ対シテ増加セシト同一ノ歩合ヲ以テ昇給セシムルヲ得サルハ誠ニ免力レサルノ數トス、事情此ノ如キヲ以テ、昇級者ハ他局ニ比シ少數ナルヤモ圖ルヘカラス、然シテ本年三月ニ於テ昇級セシメラルヘキ者ナキニアラサリシヲ以テ、其手段ヲ行ハントセシモ、判任官増俸ハ議会ノ協賛ヲ経テ既ニ予算ヲ増加セラレタル以上ハ、単ニ下級一部ノ増俸ニ止メス、六月ニアラサレハ昇級セシメラレサル上級ノモノモ同時ニ増俸セシメラレンコトヲ具申セシニ、共三四月ニ於テ上申スヘキノ旨内達ニ接シタルヲ以テ、昇級ノ発表ハ自然一ヶ月ヲ後レタリ、尚下級官吏ノ境遇ニ付テハ困難ノ情状察スヘキモノアルヲ以テ、當局ニ於テハ從来税務属ノ俸給ハ最低額ヲ十円ト定メアリシモ、將來ハ初任ノ際十二円ヲ支給シ、又十級俸以下ノ昇級方法ハ從来一円毎増進セシメント欲ス、然ルニ十五円以上ノ職員ノ進退ハ局長ノ權限外ニ屬スルヲ以テ、欠員補二円ヨリ直三十級俸ニ増進セシメント欲ス、然ルニ十五円以上ノ職員ノ進退ハ局長ノ權限外ニ屬スルヲ以テ、欠員補

充等ノ場合ニ於テ一々上申シテ辞令ヲ待ツハ其不便鮮カラス、因テ十二円ヨリ直二十四円ニ増俸シ、傍ラ執務ノ成蹟ヲ勘査シ、其上ニテ十級俸ニ増俸スレハ可ナリト信スルヲ以テ、将来此方針ニ依ルコト、セリ、如此セハ從来ノ如ク三ヶ月毎三増俸スルノ必要ト手数ヲ省略シ、昇級期ヲ六月十二月ノ両度トナスモ可ナランカト思考ス

現ニ欠員アルノ署三向テ其補欠ヲ敢行セサル所以ハ、現在員ヲシテ覇勉セシメ俸給ノ余剰ヲ多カラシメ、以テ年末賞与ヲ厚クセントスルノ計画ニシテ、自ラ得策ナリト信ス、故ニ執務上甚シキ支障アラサル限りハ之ヲ補充セス、特ニ酒造季節ヲ経過セハ第二係ハ較々事務ノ閑散ナルヲ常態トスルヲ以テ、交互相補彌セハ事務ノ渋滞ヲ見サルヲ得ヘシ、尚第一係第三係ニ就テモ亦同一ノ主旨ニ依ルノ方針ナリ、何レモ諸君ニ於テ異議ナカルヘシ

近來當業者ノ逋稅手段益巧妙ヲ極ムルニ隨ヒ、当該官吏中彼等ノ誘惑ニ逢ヒ、或ハ彼等ト共謀シ不正行為ヲ為スモノヲ生シ、未タ其跡ヲ絶ツニ至ラサルカ如シト雖、慎重ノ注意ヲ以テ其戒厳ニ怠ルコトナクンハ、之ヲ防止スルニ庶幾カルヘシ、詳細ノ事ハ別ニ配布セル内達ニ依リ熟考スヘシ、又一方ニ於テハ将来新任者ノ推選ニ注意シ、相當教育ヲ受ケタル有資格者、又ハ試驗合格者ヲ以テスル等、稅務ノ職ニ当ラシムルモノハ、教育其他操行等諸多ノ点ヨリ觀察シテ不正當業者ノ誘惑ヲ受ケ、又ハ不正行為ヲナスノ虞ナキモノヲ人選セラレンコトヲ望ム、而シテ別ニ配布シタル内達事項ハ不正ヲナサントスル者ヨリ見レハ、其手段ヲ教唆スルニ等シキ惡結果ヲ生シ、不測ノ禍根ヲ釀スノ恐レナキ能ハサルヲ以テ、署員其他ニ向ヒテ公表セサルコトニ注意スヘシ

稅務講習会ハ之ヲ継続開催シ、本年度ニ於テモ第一係及二係員ヲ召集シ講習ヲ為サシムルノ計画ナリシモ、経費削減ノ結果或ハ其意ヲ達スルヲ得サルニ至ルヤモ知ルヘカラス、尤曩ニ召集シタル三係主任ニ対シテハ講習会ヲ開クノ日子アラサリシヲ以テ、単ニ諮詢案ヲ下シ之ヲ討議セシメタルニ過キサリシモ、係員ノ頭腦ヲ開導シ得テ其効果大ニ見ルニ足ルモノアラン、故ニ經費ノ都合上講習会ヲ開ク能ハサルコトニ確定シタル上ハ、本年六月頃ニ間稅主任ヲ召集

シ其頭脳ヲ啓発セシムルノ予定ナリ

間税検査監督事務往々等閑ニ流ルヽノ傾向アルノミナラス、署長ノ監督力全然無責任ノ態度ニ陥レルモノアルヲ聞ケリ、是レ実ニ不問ニ付スヘカラサルコトヽス、或ハ本局カ直接監督員ヲ派遣スルヲ視テ、以テ直ニ検査監督ノ任務ハ主トシテ本局員ニ在リトノ謬想ヲ懷クモノナキニアラサルヘキモ、局員ノ派遣ト署長ノ監督トハ事自ラ別途ニ属シ、其間毫モ輕重アルコトナシ、諸君ハ宜シク斯意ノアル所ヲアシ専心忠実ニ其職責ヲ重シ、間税検査事務監督ノ時期及方法ニ付機宜ヲ愆ルコトナキヲ要ス

從来本局カ為シタル間税検査監督ニ對シテハ、或ハ署員ノ非行ヲ摘発セントスルニアルカ如キ邪念ヲ以テ之ヲ迎ヘ、惡感情ヲ懷抱スルモノナキニシモアラサルヘキモ、本局ハ社会一般ノ弊害ヲ通觀シ逋稅其他非行者ノ逆發ヲ未雨二綱繆セントスルニ外ナラス、為ニ屢々之ニ関スル令達ヲ發スルニ至レリ、即監督ヲ励行スルニ過キヌシテ必シモ當該官吏ヲ不正者視スルノ趣旨ニハアラサルニ付、其意ヲ了セんコトヲ望ム

本年度ニ於ケル旅費ノ配付ニ付テハ、主トシテ營業税所得稅調査三重キヲ置キ、營業ノ狀況及所得事項ノ精査、稅法ノ完行ヲ期シタリシヲ以テ、他ノ旅費額ニ削減ヲ加ヘタリ、而モ尚之ニ對シ充分ノ配付ヲ為シ得サルヲ以テ、配付額内ニ於テ市町村役場等ニ協商シ完全ニ調査ヲ遂ケ課稅ニ遺漏ナキヲ期スヘシ

本年度ヨリ徹夜勤務者ニ賄料ヲ支給スルコトヽナシタルヲ以テ、曩ニ各署ニ向テ徹夜勤務ノ有無及度數ヲ報告セシメタリシニ延度數約三千ノ計数ヲ得タリ、就中或署ノ如キハ全然徹夜ヲ要セストノ報告アリシモ、要スルニ徹夜勤務ノ有無多少ノ差違アルハ、徹夜其物ノ解釈如何ニヨリ岐ルヽ処ニシテ、徹夜トハ読テ字ノ如ク明々瞭々些ノ疑義ヲ生セス、本局ニ於テハ實際上徹夜勤務ノ如斯多カルヘシト予想スル能ハス、故ニ本年度ハ徹夜賄料ヲ支給スル旨ヲ達スルニ止メ予算ヲ配賦セス、實際徹夜勤務ヲ要シタルトキハ其都度之力報告ヲ徵シ賄料ヲ請求セシムルコトヽナシタリ

間税事務刷新ノ為メ此際各署員ノ交送ヲ行ハンカ為メ既ニ下調ヲ了セリ、各署間税官吏中数年間一任地ニ在勤セル者、其他種々ノ事情ニ依リ交替ノ必要アル者少カラス、然ルニ此等ニ對シ一々諸君ノ意見ヲ徵センカ、種々ノ希望続出シテ到底決行ノ期ナカラントス、依テ別途開示スヘキ本局ノ異動案ハ宣言的事項トシ、万々止ヲ得サルモノニ限り变更ノ意見ヲ披陳セラレンコトヲ望ム

本省ノ方針ニ依レハ從来一係ニ係員ノ兼務ヲ否認シタリシモ、定員減少ノ結果ハ往々兼務ノ止ムヲ得サル場合ヲ生スルト同時ニ、兼掌ヨリ生スル弊害モ亦鮮少ナラス、故ニ可成の本省ノ方針ニ遵ヒテ署員ヲ分配シ直間税務ノ兼掌ヲ避け、会マ兼掌セシムルコトアルモ事務ノ系統ヲ明ラカニスルコトヲ努ムヘシ

各署ニ於テ発生スル異例ノ事項又ハ新三施設シタル事項ニシテ、税務執行上ノ参考トナルヘキモノハ、其時々報告ヲ要スルコトハ從來示シタル所ナルカ实行ニ考ナルノ感アリ、自今ハ事件発生ノ都度速ニ之ヲ報告シ、其処理ヲアシタルモノハ事後ニ其顛末結果ヲ報告スヘシ

本年度俸給及雜給雜費ハ増額アリタルモ、府費ニ於テ予算ノ減額ヲ見ルコト多カリシヲ以テ、或ハ其不足ヲ訴フルカ如キコトナシトセス、是全ク定員減少ヨリ生シタル結果ニシテ又止ムヲ得サルニ出、而シテ定員ノ減少ハ事務ノ減少ニアラス、事務ニシテ減少セサレハ府費支出ノ原因減少スヘキモノニアラス、故ニ一見不都合ナル結果ヲ生スルニ至ルカ如シ、然レトモ實際ノ緩急ニ応シ施設宜シキニ適シ其用途ヲ節約スルコトニ注意セハ、必シモ事務ノ渋滞ヲ患フルノ要ナカルヘキヲ以テ、諸君ハ此意ヲ体シ整理ヲ期セラルヘシ、郵便税ノ減少ハ多少ノ困難ナキニアラサルヘキモ、日常文書ノ発送ニ留意セハ其節約モ至難ニアラス、加之一方ニ於テ使丁賃ノ増加シタルニ因リ、兩者ヲ流用セハ通信上支障ヲ來スコトナキヲ信ス

旅費ノ減額モ亦減員ニ伴隨セシ当然ノ結果ナルヘシト雖モ、元來旅費ハ定員ノ數ニ拠ルヘキモノニアラスシテ、事務

ノ多少ヲ標準トシテ配賦スヘキモノナレハ、税務署ニ在テハ今日ニ於テ削減スヘキ余地ナシト思料セシヲ以テ、本局ノ旅費ヲ割キ以テ配賦スルコト、シタリ、諸君ハ宜シク部下ヲ督励シ旅費ノ如何ヲ顧慮スルコトナク、機宜ニ適応スルノ処置ヲ取リ専念税務ノ整理普及ヲ図リ唯其実効ヲ収ムルコトヲ期スヘシ

近來滞納処分費ハ一般ニ増加ノ傾向アリ、本省ニ在テモ滞納者ノ増加セサルニ反シ処分費ノミ増加スルノ原因ヲ疑ヒ推問シ来リタルコトアリ、其原因タル素ヨリ種々ノ事情ニ基クヘシト雖モ、要スルニ不当ノ事タルヲ免カレス、若夫滯納処分費ハ予算ノ配賦ナキヲ奇貨トシ之ヲ請求セハ、其額ノ如何ニ拘ラス之カ支出ニ者ナラストノ推想ヲ以テ、其濫用ヲ為スカ如キコトアラハ誠ニ不都合ノ次第ニシテ深ク戒飭スヘキ事トス、将来宜ク注意ヲ加ヘ其節約ヲ力ムヘシ
借家料ノ配付ハ從来本省ノ指揮ヲ要スルコト、ナリ居リシモ、本年度ニ於テハ局長ノ権限ヲ以テ之ヲ配賦シ得ルコト、ナリ、一定ノ標準ニ依リ之ヲ支出スルコト、シ其配賦ヲ了セシヲ以テ、既ニ其増減ヲナシ能ハサルコト、ナレリ、故ニ從来種々ノ事情ヲ以テ借家料ノ増加ヲ稟請セルモノ少ナカラサリシモ、今後ハ毫モ予算増額ノ余地ナキヲ以テ、縱令稟請スルモ徒勞ニ帰スヘキヲ了知スヘシ

徵収上ノ事ニ就テモ毎度訓示シタル所ナルカ、近年著シク滞納者増加ノ傾向アリ、其原因及矯正方法ニ付テハ諸君ニ於テモ充分研究セラル、事ト信スルモ、滞納者ノ多キハ税務不整理ヲ表示スル次第ニ付、今後一層ノ尽力ヲ以テ各納期ニ於テ納稅ヲ完了セシメ好成績ヲ挙ケラレンコトヲ望ム

此外細目ニ涉ル事項ニ付テハ既ニ内達ヲ配布セシヲ以テ別ニ説明ヲ要セス、書記ヲシテ朗讀セシムルコト、セン(広秘第四二九号、同第四二六号大蔵大臣演説要領及注意事項朗読)、要之三税務ノ刷新發達ヲ期スルニアリ、且ツ税務ニ關スルコトハ總テ期限内ニ実践躬行スルヲ慾ラサル様注意スヘシ

此ヨリ所得調査標準協議会ヲ開クコト、シタリ、協議会ニ先テ一言注意スヘキハ、從来所得調査標準ニ付テハ全国一

定ノ歩調ヲ採ラス、各稅務監督局ニ在テ区々ノ標準ニヨリ殆ント一定セス、隨テ各稅務署間ノ異同甚シカリシヲ以テ、
帝国議会カ一般ニ於ケル所得稅調查標準ニ関シナシタル質問ニ對シ、本省ハ其答弁ニ差支ヘタル趣ニ聞ケリ、故ニ今
回同省ハ其必要ニ應シ兼テ全國所得稅調查標準ノ歩武ヲ均一ナラシメンカ為メ、各稅務署ヨリ該報告ヲ徵スルコトヽ
ナシタリ、故ニ諸君ハ協商ニ際シ各地及各署トノ權衡ヲ失セサル様公平ニ協定スルヲ要ス、而シテ協議ノ便宜ヲ計リ
廣島以下三十八署ヲ六部ニ別チタルヲ以テ、諸君ハ各部別ニ協定シ報告スヘシ

内達第一七号

稅務署長

第三種所得稅ハ先年稅法改正ノ結果長足ノ進歩ヲ為シ、爾來年ヲ逐テ著シク改善ノ実アルヲ認ム、然レトモ甲所轄ト
乙所轄ノ間農業者ト商業者ノ間ニ於ケル權衡ハ、猶未タ遺憾トスル所ナシトセズ、是レ或ハ調查委員会ノ削減更訂ニ
主因スルモノナルヘシト雖モ、標準ノ當否及之レカ應用ノ如何ニ由ルモノナキニアラサルガ如シ、依テ一方ニ於テハ
尚調查標準ヲ鞏固ニシ之カ應用ヲ適実ナラシム、他方ニ於テハ調查委員会ヲシテ決議ノ正鵠ヲ錯マラシメサルコトニ
勵ムル等一層改善ノ方法ヲ講セザルヘカラス、特ニ之レカ必要ヲ認メ本年ノ調查標準協議ハ部会ヲ止メ全管一場ニ会
同セシメタレハ、当初左ノ六部ニ小会ヲ開キ更ニ全管ヲ通シテ妥協セシメントス、宜シク上記ノ点ニ留意シ地方ノ現
況ト既往ノ実驗ニ鑑ミ審議ヲ尽スヘシ

明治三十五年四月十一日

広島稅務管理局長 岩崎奇二印

第六部	第五部	第四部	第三部	第二部	第一部
萩 大田 船木	宝積 屋代	岩国 英田 勝間田	津山 瀬戸 西大寺	岡山 吉田	吳 廿日市 広島
下深川 之閥	山口 三田尻	三德山	弓削世 久見削世	倉敷社 味野敷社	忠海 西条 可部
		高梁	新見 笠岡	總社	
			玉島	庄原	府中 福山 尾道

44 明治35年5月 統計主任会議における主税局長演説

三十五年五月統計主任会議場ニ於テ主税局長「日賀田種太郎」演説筆記

開会三際シ演説

曩ニ統計主任ヲシテ統計事務ノ講習ヲ為サシメ、而シテ特ニ監督局ニ統計委員ヲ置レタル所以ハ、統計事務ヲ整理……整理ト云ソヨリ寧ロ之ヲ起サントスルノ主旨ナリ、統計ハ其性質ノ上ヨリスレハ常務ナルモ、之ヲ起スニ付テノ臨時ノ事務トスルノ必要アリ、今日迄委員長委員ヲ解カレサルハ統計ノ事務カ尚未タ充分發達セサルヲ以テナリ、元來委員組織トセルハ之ヲ常務トスレハ種々ノ事情ノ為ニ事務遷延スルヲ以テ、速ニ整頓セシムルニハ臨時事務トシ、特ニ委員ノ組織ヲ以テシ高等官ヲ委員長トナスモ、局内各分掌ニ涉リテ交渉連絡ノ途ヲ敏捷暢達セシメントノ点ニ於テ之ヲ便利トスレハナリ、抑モ統計ハ統計ノ為メニ存スルモノニアラスシテ、常務ノ為メニ存スルモノナリ、然ルニ目下統計事務ヲ常務トスルコト能ハサル所以ハ、主務ニハ主任ノ注文アリ、統計ニハ統計ノ注文アリ、互ニ注文カ相違スル為メニ两者ノ間調熟セサル嫌アリ、一体計數上五ニ五ヲ加フレハ十ナルヘキハ当然ナルニ、之ヲ甲ノ係ノ人ハト一ト言ヒ、乙ノ係ノ人ハ九ナリト言フ事アリ、例之大藏省ニ成ル報告中主税局ノ受クルモノト、其他ノモノト政府ノ發スル統計年鑑トハ、計數同一ナルヘキモノカ往々相違ナル事アリ、故ニ世人ニ対シテモ説明スルコト能ハス、就中議会ナトニ二対スルニハ特ニ議会用ノ統計ヲ作製シテ答弁セサルヘカラサルノ現況タリ、如斯相違ヲ生スル所以ハ畢竟各自分立シテ起算点ヲ異ニスルヨリ起モノニシテ、其相違ノ点ニシテ理由アル事ナレハ宜シキモ、理由ナクシテ相違ヲ生スルハ不都合ナルヲ以テ、斯ルコトナキ様特ニ設ラレタル委員ニ於テ整理セラルヘキモト思考ス、右ノ如キ相違ニ付テハ主税課統計係トノ交渉トナリ、交渉ハ多ク議論トナリテ事務ハ遂ニ渋滞スルニ至ル、統計台帳モ至急ニ調

製セシムル筈ナリシカ、斯ル事情ノ為メ随分時日ヲ要シタル様ナリ、故ニ委員ハ夫等ノ事ヲ調熟セシメテ監督局ニテ統一ヲ図リ、大蔵省ヘノ報告モ統一スル様ニシタシ、其相違カ理由アルコトナレハ格別、理由ナクシテ相違ヲ生スルカ如キコトアレハ、寧ロ統計ナキニ如カサルニ至ルヘシ、元來統計ノ事務ハ經理部ニ属スルモ、統計台帳事務ノ充分整理セラル迄ハ委員組織ニヨリ統計事務ノ統一ヲ期セラルヘシ、税務署ニ於テ署長ヲ委員トセシモ、亦統計ヲ実用ニ供スルニ至ラシメンカ為メニ外ナラス、諸君ハ此会同ニ於テ充分ノ打合ヲ為シ、帰局ノ上局長ニ復命セラレヨ、余モ亦各局長ト打合ヲ為シ以テ内外統一ノ成績ヲ得ンコトヲ望ム、統計ハ財政又ハ經濟ノ基礎トナルモノニシテ、學術ヲ要スルモノナレハ、或ハ開会中専門家ニ依頼シテ講話ヲ乞フコトアルヘシ、諸君ハ任ニ統計ノ事ニ当ラルモノナレハ、努力以テ統計事務ノ実ヲ挙ケラレンコトヲ希望シテ止マサルナリ

閉会ニ際シ演説

諸君連日御苦勞ナリシナラン、本日閉会ニ際シ最早特ニ陳述スヘキモノナキモ、唯余ノ希望スル所ハ統計ノ実用即統計ヲ実務ニ活用スルコト、是ナリ、抑モ凡百ノ政務ハ孰モ其事実ヲ明ニセラレハ、最終ノ目的ヲ達スルコト能ハサルヘシ、余曾テ之ヲ參謀本部ノ陸地測量師ニ聞ケルコトアリ、曰ク土地ノ測量ヲナスコトナクシテ戰争ヲ始ムルハ恰モ野犬ノ喧嘩ノ如シ、實ニ然リ、事実ノ穿鑿ヲナスコトナクシテ政務ヲ行へハ、遂ニ其要領ヲ得サルコト恰カモ目ヲ閉チテ事ヲナスニ異ナラス、啻ニ目ヲ閉チテ事ヲナスノ妄断ニ止マラス、事ト場合ニ依テハ非常ノ弊害ヲ生スルニ至ルヘシ、蓋シ此事タル單ニ政務ニ付テ言フノミナラス、一般ノ事務ニ付テモ亦同一ナリ、即チ市町村ノ事務ニセヨ其他公私團体ノ事務ニセヨ、凡ソ事実ヲ明ニセスシテ之ヲ行フハ如何ニモ不都合ノ事ナリ、過般外國ニ出張ノ際彼是取調タルニ、就中統計ノ最モ能ク拡張セルハ米国ニシテ、學校教育ノ如キモ常ニ実施実數ヲ主トセリ、故ニ國民ノ如キモ一般ニ統計ノ事実ヲ基トシテ生活ヲ営ムノ風アリ、斯ル國体ナルヲ以テ統計的事柄ハ最モ能ク整頓ス、例之町村ニ就

テ見ルトキハ、其町村ノ生産力及負担力ハ云フニ及ハス、牛馬鷄犬ノ數ニ至ルマテ細密ニ調査シアルナリ、此調査タルヤ別ニ統計係ヲ置キテ特ニ其調査ヲナシタルモノニアラス、國民力各業務ノ傍一定ノコトヲ記載シ置キ、便宜町村長ニ送リタルモノヲ統計セシモノニシテ、通常ノ事務トシテ整理セシメタルモノナリ、然ルニ本邦ニテ奇怪ニ感スルハ一事ヲ行フニハ必ス其係ヲ置クコト是ナリ、従フテ統計ニハ統計係アリテ係外ノ人ハ一切之ニ関係セス、所謂統計係ノコトハ統計係ノ人カ之ヲ為セハ足レリトシ、他ハ与リ知ラサルモノノ如シ、然ルニ米国ニテハ町村長モ助役モ書記モ、將夕町村ノ住民モ皆一樣ニ統計ノコトヲ為シツツアリ、蓋シ此事タル敢テ困難ナルニアラス、又別ニ面倒ナルコトヽ云フニアラス、只一定ノ事ヲ記シ置クノミニシテ、便宜之レヲ町村長ニ送リ、町村長ハ之ニ依テ統計ヲナン、動物ノ数、家屋ノ数及面積等ヲ知ルナリ、元来町村ハ何事ニヨラス其由來ヲ明ニシ置ノ必要アルモノナレバ、其町村内ニ起リタル事柄ハ最モ大切ニスヘキモノナルヲ以テ、常ニ堅牢ナル帳簿ヲ備ヘ置キ、之ニ住民ノ出生死亡婚姻、其他万般ノ事ヲ登記シ保存シ置クヲ以テ、同国ニテハ普通町村ハ百五六十年前ノ事ニテモ常ニ判明シ居ルカ故ニ、一朝裁判事件ノ発生等三際テハ忽チ之ニ依テ証拠立ツルコトヲ得ルナリ、斯ノ如ク同国ニ於ケル統計ノ取扱ハ至テ簡単ニシテ、別ニ統計係ヲ置ニアラス、即チ自治団体ヲ組織スル第一級ノ町村ハ斯ク簡易ノ統計ヲナスモノナレトモ、郡府県ノ内務部ニハ立派ナル人カアリテ、自ラ統計事務ヲ取扱ヘリ、斯ノ如キモノカ集合シテ全国ノ統計トナルナリ、華聖頓ノ統計局ノ如キハ益熱心ニ各種ノ取調ヲナシ理論ヲ講究シ、近頃ニ至テハ吾大藏省ヘモ種々ノ質問ノ來ルコトアリ、之ニ對シテ回答ヲナシタルコトモアルナリ、是等ハ皆政務ヲ行フ上ニ於テ实用ニ供セラルモノナリ、我日本ニテモ局トカ署トカ云フ機關アリテ、之ニ達力出テ、詮方ナシニ其機關力始テ調査ヲ為スノ風アリ、爾來ハ宜ク之ヲ改善シ常ニ諸般ノ統計ヲ整理シテ、以テ行政事務ノ根基タルヘキ様致度モノナリ、抑モ統計ハ計数ノミニテ能事了レリトスヘキモノニアラスシテ、大ニ頭脳ヲ要シテ働く様為サヽルヘカラス、統計ノ

事ハ現今ノ有様ニテハ甚々遺憾ナルヲ以テ、此際臨時ノ事業トシテ整理シ、以テ之力基礎ヲ確立セシムル為メ、委員長及委員ヲ設ケテ之ニ從事セシメ、実用ニ供セラル、様致度考ナリ、畢竟統計力実用ニ供セラレサル傾アル所以ノモノハ、一体行政官吏力數ト云フコトニハ重キヲ置カサル故計數ニ相違多ク、従フテ其件數ノ信用セラレサルニ因ルモノナラン、而シテ行政官吏力數ニ重キヲ置カサル所以ハ、蓋シ重立タル人ハ数字ノ如キハ面倒ナリトシテ下僚ニ一任シ、下僚ハ其事項ハ如何ナル性質ノモノナルヤヲ知ラサルヲ以テ、只單ニ数字ヲ列フルニ過ギサルヨリ生スルノ弊ナリ、斯カルコトハ誠ニ遺憾ニ堪ヘサルヲ以テ、腹藏ナク茲ニ之ヲ述ヘタル次第第ナリ、夫ニ付テ一話アリ、曾テ亞米利加ニ滞在ノ際、商業會議所長ヨリ招待ヲ受ケ所長ト談話中、彼曰ク貴國ノ準備金ハ五億円モアリト聞ケリ、之レ実ニ貴國財政ノ鞏固ナルヲ証スルモノナリト賞讃セシヲ以テ、余ハ五億円ニアラスシテ五千万円ナラント云ヒシニ、否五億円ナリ、華聖頓ヨリ來リシ公ノ報告ニヨルモノナレハ決シテ誤リナシトテ、其何某所ニ於ケル演説中ニモ同様述ヘラレタリ、尤モ幸ニ其事ハ同地ノ新聞紙ニモ出テサリシカ、其後両三日ヲ過テ日本人ニ就テ尋ネタルニ、成程単位ヲ鮮明ニ指示セシシテ其以下ノ分數ヲ付シアル故ニ、夫ヨリ数ヘテ五億円ト云ヒシモノナラントノコトナリト、又之ト反対ナル語ハ曾テ帝国議会ニ厘位未満切捨ノ法案出テシ際、或ル銀行ニテハ利息勘定ノ場合ニモ利率ノ厘位ヲ切捨ツルモノト誤解シ、之レカ為メニ大ハ金額ニ差シ響キヲ生スル旨申来リシコトアリ、亦以テ統計ノ事ニ從フモノニハ関係アル事柄ナラン

以上述フルガ如ク、書面帳簿等ニ記入ノ疎離ニシテ、備考其他ノ標記脱落セル為メ往々誤謬ヲ生スルコトアルハ、畢竟統計ヲ重セサルノ致ス処ナレハ、一刻モ早ク統計事務力調熟セラレ、政務ノ基礎トナリテ大ニ活用セラルヽノ域ニ至ランコトヲ希望シテ止マサル処ナリ

45 明治35年6月 文官普通試験受験の件

来ル三月中当局ニ於テ文官普通試験奉行之義、目下上申申ニシテ、孰レ決定次第官報ヲ以テ公告スヘキ筈ニハ候得共、行政整理ヲ眼前ニ見ルノ今日ニモ有之、旁ニニ応スルハ本人之得策ニモ可有之ト被存候ニ付テハ、其心得ヲ以テ今ヨリ夫々受験之準備致候様、銓衡税務属及其他無資格者ニ対シ御勧誘相成度、此段及通牒候也

明治三十五年一月廿八日

渡辺局長

山本湯浅署長殿

秘号外

本年一月二十八日付ヲ以テ、当局ニ於テ文官普通試験執行之詮議中ニ付、銓衡税務属其他無資格者ハ予メ準備応試候様勧誘方通牒置候處、当局ニ於テ執行之義ハ都合ニ依リ当分執行難相成モ、來七月廿五日ヨリ京都税務管理局ニ於テ執行相成候條、可成受験候様勧誘相成度、此段更ニ通牒ス

明治三十五年六月二十四日

大阪税務管理局長 渡辺義郎印

湯浅税務署長 山本宗雄殿

追而、受験ノ手続ハ本年六月廿三日官報第五千六百十九号広告ノ部參看アルヘシ
(六) 茂

秘号外

本月廿四日付、今般京都局ニ於テ文官普通試験施行ニ付、銓衡税務属其他無資格者ハ予メ準備応試候様勧誘方通牒置候處、目下所得税調査季節ニシテ各署共繁忙ヲ極メ居リ、寸時タリトモ人員ノ減少ハ困難ノ事トハ察スルモ、合格ト否トハ本人ノ利不利ニ閑スル不尠候条、可成受験候様勧誘シ、且志願者ニ対シテハ事務ヲ繰合可成的便宜ヲ与ヘラレ度候

右及内牒候也

明治卅五年六月二十七日

大阪税務管理局長 渡辺義郎印

湯浅税務署長 山本宗雄殿

(平
18 大阪
19)